

令和 8 年

第 1 回定例輪之内町議会会議録

令和 8 年 3 月 4 日 開会
令和 8 年 3 月 17 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長施政方針、提案説明	3
議第 2 号（提案説明・質疑・討論・採決）	10
議第 3 号（提案説明・質疑・討論・採決）	17
議第 4 号（提案説明・質疑・討論・採決）	19
議第 5 号（提案説明・質疑・委員会付託）	21
議第 6 号（提案説明・質疑・委員会付託）	25
議第 7 号（提案説明・質疑・委員会付託）	27
議第 8 号（提案説明・質疑・委員会付託）	28
議第 9 号（提案説明・質疑・委員会付託）	30
議第10号及び議第11号（提案説明・質疑・委員会付託）	33
議第12号及び議第13号（提案説明・質疑・委員会付託）	36
議第14号（提案説明・質疑・委員会付託）	38
議第15号（提案説明・質疑・討論・採決）	39
議第16号（提案説明・質疑・委員会付託）	43
議第17号（提案説明・質疑・委員会付託）	44
議第18号（提案説明・質疑・委員会付託）	46
議第19号（提案説明・質疑・討論・採決）	47
議第20号（提案説明・質疑・討論・採決）	49
議第21号（提案説明・質疑・委員会付託）	52
議第22号（提案説明・質疑・討論・採決）	53

議第23号（提案説明・質疑・討論・採決）	5 7
議第24号（提案説明・質疑・討論・採決）	6 0
散会	6 4

3月16日

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
欠員	6 5
説明のため出席した者	6 5
職務のため出席した事務局職員	6 5
開議	6 6
一般質問	6 6
1番 田中 実議員	6 6
4番 浅野重行議員	7 9
3番 林 日出雄議員	8 2
2番 大橋慶裕議員	8 6
5番 浅野 進議員	9 2
9番 田中政治議員	9 3
散会	1 0 5

3月17日

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 7
出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 7
欠員	1 0 8
説明のため出席した者	1 0 8
職務のため出席した事務局職員	1 0 8
開議	1 0 9
諸般の報告	1 0 9
議第5号から議第14号まで、議第16号から議第18号まで及び議第21号 （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 0
閉会	1 1 9

令和 8 年 3 月 4 日開会 第 1 回定例輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 8 年 3 月 4 日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長施政方針、提案説明
- 日程第6 議第2号 専決処分の承認について
令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議第4号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算
- 日程第14 議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第17 議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算
- 日程第18 議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定について
- 日程第19 議第15号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第20 議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第19号 輪之内町土地基盤整備基金条例等の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第20号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第22号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第27 議第23号 町道路線の廃止及び認定について

日程第28 議第24号 輪之内中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28までの各事件

○出席議員（8名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	副町長	荒川浩
教育長	増田浩志	教育参事兼 教育課長	田内満昭
会計管理者兼 調整監 (兼会計室長)	大橋勝弘	調整監兼 健康こども課長	菱田靖雄
福祉介護課長	中島広美	総務危機管理課長	松岡博樹
企画財政商工課長	松井和明	建設課長	長屋弘明
農業振興課長	西脇元彦	税務課長	小関達也
住民環境課長	岩田好弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水谷和智	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○上野賢二議長

ただいまの出席議員数は8名です。議員定足数に達しておりますので、令和8年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番 大橋慶裕議員、7番 高橋愛子議員を指名いたします。

○上野賢二議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間としたいと思っております。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

○上野賢二議長

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和7年度1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○上野賢二議長

日程第4、議案上程。

議案はお手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第5、町長施政方針、提案説明。

本日の施政方針並びに本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

皆さん、おはようございます。

本年第1回の定例会を招集しましたところ、議員各位の御出席、誠にありがとうございます。第1回定例会の冒頭に当たり、議案概要と新年度の取組方針について述べさせていただきます。

令和8年は天候にも恵まれ、当町におきましても穏やかな新年を迎えることができたものの、全国各地を寒波と豪雪が襲い、一方で太平洋側を中心に昨年末以降の降水量が極端に少なく、各地でダム湖の水量が減って節水等を余儀なくされているようで、こうした被害を受けられた地域の皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

そんな中行われたさきの衆議院議員選挙におきましては、高市総理の人気を背景に自民党が単独で3分の2の議席を確保し、歴史的圧勝を収めるという結果になりました。与野党勢力に大きな差はできましたが、与野党ともに緊張感を持って丁寧な論戦を期待するところでございます。

特に、与野党そろって選挙公約にした消費税減税については、昨今の物価高騰対策としての効果は期待されるものの、減収分を補うだけの安定した財源確保ができるのかどうか今後の課題であり、安定した財源がなければ、例えば当町財政において重要な財源である地方消費税交付金が減少することになります。

高市総理が掲げる責任ある積極財政は、その方向性については今回の選挙で国民の信任を得たこととなりますが、財源を大きく国債発行などに頼ることになれば未来世代にツケを回すことになることから、当面は財政規律にも一定程度配慮した財政運営がなされることを期待したいところでございます。

一方、海外ではこの1年間、トランプ大統領の言動に世界中が振り回される日々が続いています。特に、アメリカファーストを標榜し軍事力や関税などの力を武器に、国際協調主義や人権尊重、環境保護などの取組を次々と見直す大統領の言動は、改めて戦後培われてきた国際秩序や価値観が根底から覆される姿であり、大統領の任期残り3年間に世界がどうなるのか不安を感じさせるところです。

特に、トランプ関税の影響は町内企業の業績にも一部影響を及ぼしていると聞き及んでおり、今後もその言動を注視していく必要があるものと考えます。

これら最近の国内外の状況を踏まえ、令和8年度の主な取組を御説明いたします。

まず防災・危機管理対応です。

昨年は、全国的に甚大な被害を出すような災害はありませんでしたが、災害は時を待ってくれません。常に災害発生を想定しつつ、引き続き地震や風水害に対する備えを行ってまいります。そのための準備策として、災害発生時に指定避難所として利用する学校の体育館に空調設備を設置いたします。8年度はまず中学校で整備し、その後、9年

度以降、3つの小学校の体育館に順次整備していきます。

また、昨年11月末に発生した町内全域断水においては、町民の皆さんに大変な御不便、御迷惑をおかけしましたが、その教訓を踏まえながら今回45年ぶりに水道料金を値上げさせていただき、今後の上水道の強靱化に努めてまいります。

さらに、ソフト事業として、地域や中学校、それぞれの場で防災士を養成し、地域防災力の向上を目指していきます。その他、大吉新田地内で整備中の防災拠点について、今月末に完成予定の建物の一部を使用しながら、来年度は全体計画のうち残りの外構工事を行ってまいります。

次に、少子化、人口減少対策についてです。

少子化とそれに伴う人口減少は歯止めがかからない状況にあります。昨年10月に実施された国勢調査から、当町の人口はおおむね9,000人弱となりそうで、10年前、平成27年が9,944人でしたので10年間で約1割、1,000人の減少です。町内の子供の出生率は昨年まで5年連続で50人に届かない状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、子育て支援策を兼ねて、これまで出産祝金として第3子以後に20万円としていたものを、第2子に10万円、第3子以降に50万円をそれぞれ給付することにいたします。

また、昨年度の住宅の新規着工件数はピーク時、平成20年の60件に対し12件となっており、町外からの移住者をいかに呼び込み、町内に定住してもらうかが今後の課題と考えます。そのため、町外からの移住者に重きを置く形で、町内で住宅を建築もしくは購入した場合に最高100万円まで補助金を出すことにいたしました。

しかしながら、こうした取組を行っても人口を維持することは容易なことではありませんので、数年先を見据えて、まずこども園については昨年度検討を始めたこども園の在り方に関する基本構想・基本計画を取りまとめて議論を深めてまいります。また、小学校につきましても、仮称ではありますが、学校の在り方検討会を立ち上げ、議論をスタートさせていきます。いずれの問題も地域のコミュニティーなどに大きな影響を及ぼすものであるため、議論、検討に当たっては町民の皆さんと情報を共有しながら丁寧に進めてまいります。

次に、ゼロカーボンシティ実現に向けた環境施策です。

昨年夏は歴史上最も記憶の高い夏に記録され、熱中症患者が多く出ました。そして、この冬は冒頭でも触れました例年のない豪雪と異常な少雨です。全てが地球温暖化の一言で片づくわけではありませんが、改めて環境への配慮の必要性を認識させられます。

環境に優しいまちづくりの推進について、まずは昨年秋以降、資源の再利用として回収したプラスチック資源をリユースして新たなごみ袋に変更しましたが、そのさらなる普及を図ってまいります。

また、先日開催し多くの町民の皆様に参加いただいた環境セミナーを開催、講演会を

実施し、環境人材を育成するとともに、環境保全の重要性を多くの方々に知ってもらう機会を設けます。さらには、電気自動車の普及促進のため、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入者に対し、引き続き1台当たり5万円の購入費用助成を行ってまいります。

以上、3つの大きな柱について御説明をいたしました。これら以外の取組についても触れさせていただきます。

まず歳入の確保策に関しまして、これまで同様、町税の徴収率向上に努めていくほか、新たな取組にも力を入れてまいります。特に、当町にとって昨年来の大きな課題であるふるさと納税の寄附金額増に向けましては、今年度、有志職員から成るプロジェクトチームで新たな検討した返礼品の開拓やPR方法を4月以降具体に取り組みまいります。また、やれることは何でもやってみようの思いから、同チームで提案された町の施設におけるネーミングライツやクラウドファンディングも順次実践してまいります。

そのほか、遊休町有地をはじめ財産の売却、処分等を進めることで歳入を増やしていきたいと考えております。

物価高騰対策につきましては、1月の臨時議会で町民1人当たり8,000円の給付金をお認めいただき、現在、可能な限り3月中の支給を目指して事務を進めております。

これに関連して、国からの交付金の一部を8年度事業、具体的には中学校の学校給食費の値上げ分やプレミアム商品券、路線バスの運行補助などの財源に充てることで町民の皆様の経済的負担軽減につなげてまいります。

福祉・教育関係のうち、不登校、ひきこもり対策について、不登校の兆候がある児童・生徒の居場所であり多様な学びの場として、昨年度、文化会館リトルホールにフレンドスペースを整備し現在暫定的に使用しておりますが、4月から「にじ」の名称で正式にスタートいたします。また、各種相談事で相談をためらっている方がオンライン上のメタバースで相談できる環境を西美濃圏域市町の共同事業として整備いたします。

外国人との共生については、本年度、多文化共生推進プランを策定しましたが、本プランの策定に当たっては町内の関係企業にも協力等を依頼し、理解を得たところであり、来年度以降、町で行っているにほんごひろばの取組を中心にしながらプランの着実な推進を図ってまいります。

一方で、最近、住民登録等されないままに地域に居住、生活する一部の外国人との共生に不安を覚えるとの御意見等があることを受け、良好な地域コミュニティが形成されるよう他の自治体の事例など調査・研究してまいります。

農業関係については、昨年度末には町の地域計画を策定し、10年後を想定した経営の姿が出来上がりました。この計画では、町内で35の営農主体が位置づけられていますが、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や小規模経営など多くの課題がこれから出てくるものと思われま。

今後は、農地の集積等による規模拡大や、外部からも含めた人材確保策なども踏まえ、持続可能な輪之内町の農業に対する支援の在り方等について検討してまいります。

ほ場整備の関係では、四郷南部の工事が本格化いたします。町といたしましては、地元と一体となってほ場整備の着実な推進に努めるとともに、土地開発公社が行っている企業用地3区画の造成工事が進む中、町の発展に少しでも寄与していただける企業を誘致してできるよう各関係者と調整を進めてまいります。

土木、建設関係につきましては、県道安八海津線と揖斐川堤防を結ぶいわゆる松内道路の整備を引き続き行っていくほか、新たな事業としてアポロンスタジアムと図書館に囲まれた広場を一部リニューアルいたします。現行のアポロンスタジアムは、少年野球のメッカとして年間を通して県内外の多くのチームに利用されていますが、真ん中付近の池が老朽化し、輪之内町の玄関口のイメージをダウンさせているように思います。

今回の工事はそのイメージアップを図りつつ、町内で数少ない公園を利用しやすいものとするために行うものでございます。今年度行いましたトイレの洋式化やLED照明化と併せて、アポロンスタジアムのネーミングライツ募集に向けて価値の向上につなげていきたいと考えております。

人も予算もこれまで以上に制約がかかる中、生成AIを活用して業務の効率化を図るなど、必要に応じてこれまでのやり方を常に見直しながら、スリムで持続可能な町政運営を行ってまいりますので、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。まして施政方針といたします。

それでは、本日の提出議案の概要について順次御説明をいたします。

提出議案の内訳は、専決処分の承認1件、人事案件2件、各会計の当初予算5件、補正予算4件、条例関係9件、その他2件の合計23件でございます。

まず今定例会のメイン審議であります各会計の当初予算5件について、後ほど副町長より詳細に説明をさせますので、私からはその概要について御説明をいたします。

まず議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算について、規模は56億8,300万円で、重点的に推し進める施策は先ほど施政方針で申し上げたとおりでございます。

次に、議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算です。

令和8年度の予算規模は、歳入歳出9億8,370万円です。被保険者の加入人口が減少する中、療養給付費の増による一般被保険者療養給付費負担金、一般被保険者高額療養費負担金の増などにより対前年6,370万円の増となっております。

国保会計の運営において、被保険者数が減少傾向にある中で継続的に健全な運営を図る必要があり、被保険者に応分の御負担をお願いしなければならない状況等が予測されますが、激変緩和を図るべく基金を有効に活用しながら運営してまいります。

次に、議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算です。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、その

中で市町村の役割となっております保険料徴収、市町村受託事業であるぎふ・すこやか健診やぎふ・さわやか口腔健診に係る経費及び市町村負担金を中心として予算編成をいたしております。

令和8年度の予算総額は、対前年2,800万円増の歳入歳出1億7,350万円です。

次に、議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算です。

総額は対前年4,000万円増の2億8,200万円ですが、この中には9月からの水道料金値上げ分1,048万5,000円を含んでいます。増となった主な要因は、水源地の機械・システム更新による配水設備拡張費の増によるものでございます。

次に、議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算です。

総額は対前年1億7,162万8,000円減の8億3,127万2,000円です。減となった主な要因は、浄化センターの工事完了による処理場施設改良費の減によるものでございます。

今後は、施設の修繕等が発生してくること、また一般会計からの繰入金相当程度占めること等を視野に入れながら、下水道への接続率向上による財務体質を強化するなど適切な会計運営に努めてまいります。

以上が令和8年度の当初予算の説明でございます。

ここからは議事日程に沿う形で御説明をいたします。

議第2号 専決処分の承認について、令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）につきましては、去る2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判官国民審査に係る費用を1月23日付で専決処分いたしましたので承認を求めるものでございます。

続いて、議第3号は人権擁護委員4名のうち1名が令和8年6月30日で任期満了となり、後任委員候補を3月末までに国に推薦する必要があるため、本日、その意見を求めるものでございます。

次に、議第4号は教育委員1名が令和8年3月31日をもって辞職されるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、新たな委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）につきましては、後ほど担当課長から詳細に説明させますが、事業の進捗状況と予算の執行状況を精査し主に不用額を計上したもので、現計予算額を3億3,040万7,000円減額し、総額56億4,881万円としたものでございます。

次に、議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出の執行状況を精査し、現計予算額を319万円増の総額9億3,603万3,000円としたものでございます。

次に、議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の執行状況を精査し、現計予算額を1,159万3,000円増額し、総額を1億5,974万3,000円としたものでございます。

次に、議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の執行状況を精査し現計予算額を53万7,000円減額し、総額2,403万2,000円としたものでございます。

以上で、補正予算関係の説明を終わります。

続きまして、条例関係の御説明をいたします。

（発言する者あり）

○町長

それでは、引き続き御説明を続けさせていただきます。

議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定につきましては、従来の条例の全部改正という形で、令和8年4月1日以後の出生児のうち、第2子に対して10万円、第3子以後に対して50万円を支給すべく規定するものでございます。

次に、議第15号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、デジタル技術の活用を妨げている規制の見直しを行うもので、具体的には関連条例5本についてそれぞれ所要の改正を行うものでございます。

次に、議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、かねてから課の分掌事務の見直しを進めておりますが、今回、広報及び広聴に関することを総務危機管理課から企画財政商工課へ、また公共施設等の総合管理に関することを企画財政商工課から総務危機管理課に移管しようとするものでございます。

次に、議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国において国民健康保険への子ども・子育て支援金制度が導入されたことに伴い、追加条項を行うものでございます。

次に、議第19号 輪之内町土地基盤整備基金条例等の一部を改正する条例について、当町では適切な財政運営に資すべく15の基金条例を制定しておりますが、そのうち複数の条例において基金を処分できる旨の規定がないなどの不備があるため、処分規定等の改正を行い、健全な財政運営を図るものでございます。

議第20号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例は、当該施設の利用率について、町内者の利用を無料にし、町外者のみ従来どおり徴収すべく改正するものでございます。

次に、議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、今後の上水道施設のインフラ整備等の需要に備えるべく令和8年9月より料金を上げようとするものでございます。

次に、議第22号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第23号 町道路線の廃止及び認定につきましては、町道の道路新設に伴い、3本認定、1本廃止を行うものでございます。

最後に、議第24号 輪之内中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条及び町条例の規定に基づき、一般競争入札に付した工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○上野賢二議長

日程第6、議第2号 専決処分の承認について、令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

付議事件における議案書等については朗読を省略し、直ちに説明を求めるといたします。

また、委員会付託を予定している議案説明及び質疑については、議案の全体に関する総括的なものとどめていただきますようお願いをいたします。

企画財政商工課長から議案説明を求めます。

松井和明企画財政商工課長。

○松井和明企画財政商工課長

それでは、議第2号の御説明をさせていただきます。

議案書1ページを御覧ください。

議第2号 専決処分の承認についての議案上程文でございます。

次の2ページにつきましては専決処分書でございます。

専決処分をしたのは、専決第1号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）でございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

専決第1号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）の議案上程文でございます。

次の4ページから5ページまでは、補正予算（第6号）を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

補正予算の詳細につきましては、別冊の事項別明細書により御説明させていただきますが、補正予算（第6号）の内容は過日執行されました衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務に要する経費を計上したものでございます。

今回の補正予算（第6号）につきましては、この選挙に係る投開票事務の処理と体制整備を早期にかつ円滑に進めるため専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、御説明をさせていただきますので、一般会計補正予算（第6号）の事項別明細書4ページを御覧ください。

目4. 衆議院議員総選挙費718万5,000円のうち、節1. 報酬65万円は12日間にわたる投票期間の投票管理者とその立会人の報酬、併せて開票管理者とその立会人の報酬でございます。

節3. 職員手当の365万7,000円は、投開票事務に従事する一般職員の時間外勤務手当、併せて管理職職員の特別勤務手当でございます。

節10. 需用費のうち、1. 消耗品費47万7,000円は、選挙人名簿や投票所入場券の用紙代のほか、選挙啓発物品の購入費でございます。2. 食糧費の25万円は、期日前投票や選挙当日に従事する投票管理者とその立会人のほか、職員の弁当代でございます。3. 印刷製本費の8万2,000円は、氏名掲示の作成費用などが主なものになっております。6. 燃料費6万円は、投票所の暖房機器の燃料代でございます。

節11. 役務費のうち通信運搬費70万4,000円は、選挙公報や投票所入場券の郵送のほか、開票所のファクスの電話料金、3. 手数料の1のうち選挙備品点検手数料5万4,000円、102. 選挙公報折り込み手数料5万円は、文字どおりになります。計数や投票用紙分類機などの点検整備と選挙公報の折り込み手数料でございます。

節12. 委託料100万円も文字どおりになりますけれども、選挙人名簿や投票所入場券の作成経費、ポスター掲示板の設置費、投票用紙分類機のオペレーターの派遣費用でございます。

節13. 使用料及び賃借料5万1,000円は、民地に設置したポスターの掲示場の借地料でございます。

節17. 備品購入費15万円は、期日前投票所の記載台の購入費用でございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻っていただきまして3ページをお願いいたします。

款15. 県支出金718万5,000円は、当該選挙事務の財源として県から委託金を受け入れるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

専決処分ということで、委員会付託をしないのでこの場でお聞きしたいと思います。

2点ほどお聞きしたいと思います。

1点は、入場券の在り方についてお聞きしたいと思います。

今回の衆議院総選挙は1月27日に告示されて2月4日に投票日が来たということで、歴史に残る選挙であったということですよ、最短ということで。そのため、役場も大変苦労されてやったなというのは分かります。そのおかげで、入場券は2月3日前後にしか住民に届くことができませんでした。つまり、投票日の3日か4日前にしか届かなかったということですが、全体を俯瞰してみると、入場券なしでも期日前投票がスムーズに進んでいたように見えます。入場券、必要ですかね。

まずこの必要か必要でないかということと、それから投票日には大勢見えるので入場券はどうしても必要やということであれば、前日までに届くという発想の転換をしてもいいのではないかとということにも思われるわけですが、この辺入場券の在り方について、どういうふうに見解を持たれているかが1点と、2点目は選挙制度について、今回、急な選挙であったということと、1年半の間に大きな選挙が3つもあって、地方自治体は職員が疲労し選挙のことを聞くのも嫌やというぐらい職員が疲れてまったということが全国的にありまして、今回の選挙では投票所とか投票時間とか、ポスターの掲示板の在り方について見直された自治体がたくさんあったというふう聞いております。

それで、今回700万を使って、使ってまったものはいいんですが、使ってまった中で輪之内町として選挙制度として何か改正する点をつかんだのかどうかということ。今回の選挙でその700万を使いながら、何かヒントを得たら来年の統一地方選挙に輪之内町の選挙の在り方をやっぱり検討していただかなければならないので、そういうことをつかんだのかどうか。忙し過ぎて無我夢中でやって何にもつかんでおらんので、いつもどおりまたやりますわというふうになるのかということ、これは選挙の実務をやられた総務危機管理課長にお聞きしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

まず投票入場券の在り方といいますか、役割について御質問いただいた件でございます。

法律の規定によりますと、選挙の告示以降は速やかに入場券を交付するよう努めなければならないと定められていたはずでございます。投票入場券の役割といたしましては、議員おっしゃられるとおり本人確認の迅速化、選挙人名簿との照合を素早く行うこととともに、選挙の日時や投票日を知らせる、周知をするという目的もございます。

よって、輪之内町独自で入場券廃止は法律の解釈上困難と思われま。

しかしながら、国において現在、マイナンバーカードとのひもづけが検証されているということを聞いておりますので、そちらが進めば紙の入場券は希望者のみ、もしくは廃止の可能性はあるのかなあと考えております。

次に、次の選挙に向けての検討を、今回の選挙を受けて検討したものはあるかということですが、全国的に投票所の閉鎖時刻が繰上げが増えてきております。新聞報道等によりますと、全国で42%ほどが実施しているというふうに聞いておりますので、法律の規定との照らし合わせといたしますか、勉強もしなければいけないんですけども、可能であれば、現在輪之内町の全投票者のうち期日前投票が5割を超えてきている状況や、投票立会人さんなどの負担軽減の観点から、今後、研究、検証、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

分かりやすい答弁で、よく分かりました。

私も次の第2質問で投票入場券、マイナンバーを利用できませんかということを知ったのですが、答弁の中でありましたので、今後はよくマイナンバーを利用できるように、それから投票期日をお知らせするのは入場券、私は廃止とは言っていませんので、入場券で広報するのもいいと思いますし、今回の選挙を見たら広報車で何日に投票というのがあまり回っていなかったような気がしますんやけど、明るい選挙推進委員会とか、そういうので広報車というのは何回ぐらい回られましたかね。やっぱり町民はマイクで聞くとよく分かると思うんですけど、宣伝カー、今回出ましたか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

広報活動については、明るい選挙推進委員さんによって選挙当日、都合2回ほど町内を回っていただいておりますし、それとは別に各保育園に児童さんを送迎される親さんに対して、推進員さんが啓発グッズを配って、選挙に来ていただくよう推進活動等をしていただいております。以上です。

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

これでおしまいですので、簡単に言うと、投票日前は、町の広報車で何日投票ということは回らなかったということですよ。そういうことでよろしいか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

そのように認識しております。

○議長

ほかに質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

田中実議員がいい質問をされたので、大したことはございません。私はもう少し生々しい、いつも言っておりますお金に関することが非常に興味がありますので、一、二点お尋ねをしたいと思います。

今回の選挙は急というか最短であったと。2つの大きな要因があった中の選挙であったということは認識しておりますが、今回行われたときの投票立会人、一般の方のこれほどのような形で募集をされてやられましたかということが1つと、もう一つは、町長がいつもおっしゃっておる働き方改革、俗に言う職員の負担軽減、時間の短縮といった大きな観点から、今回選挙になると時間外をしっかりと組んで、職員の皆さんに負担をかけている。これは実議員と同じような考え方ですが、要するに投票開票となりますと時間が深夜に及ぶ場合が多いので、翌日に業務に差し支えることがないかと。だから、そういう意味においても一般の方にある程度、もう少し募集をかけてお手伝いいただくということを前々、前から言っておるんですが、ほとんどその改善は見られずに、選挙になったら職員の皆さん、臨時ボーナス的な考えの中にずうっと、私二十何年議員やらせていただいておりますが、あったように思っております。

そんな中で改善をする気はないんやと。かといって、通常の業務では早く帰れよとか、負担軽減やとか言って、こういうときだけは特別やというふうにおっしゃるのか、ただ一般の人にお世話になるということになると間違いがあつてはいかんとか、前からそういう言葉を度々この話をするたびにお聞きするんですが、今回も私、夜8時、時間終わり間際、10分ぐらい前に投票に家内と出かけましたが、何もベテランの職員の方が1人か2人お見えになれば事足りるような内容ですよ、あれ。選挙人名簿とか、そういうチェック、重要なチェックのところだけ職員の方がお見えになれば、あとは用紙を配るぐらいのことは誰でもできますし、そういった中身について本当に職員の方がこんだけ全部並んでやらなあかんのかなあと、私は改めて感じました。

そんな中で、何でもう少し、今回は特別ですね。時間がなかったとか、この要因の中ではこれ以上は難しいですが、今までの選挙もこれからの選挙も、これからどうやっていくかということについても、田中実議員に御答弁があつたように、あまり改革という

か方向性を今までどおりという周知された中身しか私の耳には届いておりません。

何でそれをもう少し、職員の負担軽減なら、やれる方向をもっと真剣に考えられないのかということが私は疑問でなりません。そこら辺のことを教えていただきたいと思えます。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

まず投票立会人の募集方法はどのようにしているのかということでございますが、立会人については主に経験をされた方を中心にお声かけさせていただいて、了承してやっただけというところがございます。

また、選挙の在り方といいますか、民間のほかの人を活用して改革する考えはないのかという御質問につきましては、先ほどの田中実議員の答弁とも重なる部分はあるんですけども、投票時間の短縮ですとか、そういうことで仕組みを改めて、従事時間を縮めていけたらなあと考えております。

また、その責任の所在をということを度々答弁させていただいておるんですけども、やはり投票用紙の交付につきましても、単純そうには見えるんですけども、二重に期日前をしている人に与えたりしていないかですとか、持ち帰りがないかですとか、非常に神経を使う業務でございます。その辺りを一般の方に責任を負わせるのは非常に心苦しいという部分もありますので、今後は、先ほど申しあげました選挙の仕組みといいますか構造、実施方法をよく検討して、その辺の職員の負担等を軽減するよう努めてまいりたいと思えます。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

課長から今答弁をいただきましたが、今まで聞いた答弁と全く一緒。検討していくということは、やらんと一緒やとって僕はかねがね言っておるんです。本当にそういう言葉を使われて改革がされていったんかと。これはあんまりこんなことを言うと幹部職員の皆さんに失礼なんでいかんとは思いますが、時間の軽減、それはいいですよ。軽減やると、職員の方は軽減したからそんでいいと。僕が言っておるのは、その従事することそのものも軽減の中に何で入るの。それは全く触れられませんよね。時間を減らすだけというところで、私は職員の皆さんの作業に対する軽減はどうでしょうか。

チェックがいろいろあると。私も投票にいつも行きますので知っております。チェック、チェック、チェックというんやけど、私はそこまで難しいチェックが本当になされておるか。名簿を見て、そこら辺は慣れた職員の方にやっていただくのは大いに結構

や。間違いがあったらいけませんので。その後のチェックは、何もチェックらしいチェックないですよ。頭のチェックは確かに慎重に、間違いはないかということをやっておみえになるのは重々知っておりますが、後はそれを流れていった用紙に投票用紙を渡していただいたりして投票箱の中に入って行く。そうすると、そこに選挙の立会人の方が三、四名お見えになって、間違いなく投票しておるかどうか、投票箱の入り口は間違っておらんか、箱を間違えておらんかというのをチェックされておるのも事実、これはきちっとやっておみえになります。だからそこまでを、その前の段階ですね。最初の第1チェックから、それさえきちっとやれば、あとはそこまで職員の方に投票用紙を渡してもらわなくてもええんやないかというようなふうに私は見ておりました。

そういうことを含めて、最終、投票が終わって開票になったときでも本当に職員の皆さんが、あんだけの数が要るんかどうか、それについても、それやったらもうちょっと民間を、いかにも信用できんという裏返しの言葉か知りませんよ。公務員の皆さんのプライドにかけて、間違いがあつてはいかんという一心でやっておみえになるかとは思いますが、負担の軽減という意味においては、やはり任せられるものは任せながら、チェックはきちっとやってお間違いないようにするのがプロの職員の皆さんであるというふうに私は思っておりますので、議会にも経験者の方をお願いしておるということをお課長さんはおっしゃっておるんですが、なおしか経験者の方であればそこら辺のことはよくよくお分かりなこともあると思うので、明るる日の業務に差し支えるようなことではやっぱりよくないので、日付変更線を超えるような開票日もないとは言えませんので、そういうときにもやっぱり、一般の方ならええというわけじゃありませんが、少なくとも職員の皆さんに明るる日から業務に対して非常に重くなるということを少しでも軽減できればええんではないかなあというふうに私は思って、あえてくどくど言っております。

そんな中で、もう一つだけ、職員の皆さんの時間外が320万ほどありますのやけど、これは延べ何人、何時間、1人当たり平均何時間の時間で流れたかということがお尋ねしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

時間外手当につきまして、延べ何時間で単価は幾らかというような御質問かと思われまます。

まず延べで111時間でございます。職員数でございますが、延べで139名でございます。単価につきましては、従事する職員の平均ということで、平日は2,468円、休日は2,666円で積算しております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

お金のことは大事でありますので、そうしたらこれ一般の方で今回お世話になった方は平均幾らになりますかね、時間給。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

投票立会人の方、一般の方、お世話になっておりますので、この方、日額で期日前が1万900円、投票所が1万2,400円で計算しております。

○議長

ほかに質疑はございますか。

(挙手する者なし)

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第2号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第2号 専決処分の承認について、令和7年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第7、議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

住民環境課長から議案説明を求めます。

岩田好弘住民環境課長。

○岩田好弘住民環境課長

それでは、議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてについてを説明させていただきます。

議案書の6ページを御覧ください。

議案上程文につきましては6ページに記載のとおりでございます。

輪之内町人権擁護委員4名のうち、1名が令和8年6月30日で任期満了となるため、委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

推薦する方につきましては、住所、輪之内町塩喰471番地、氏名、足利恵信氏、生年月日、昭和31年12月29日でございます。任期につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、町議会の議員の選挙権を有する住民であって、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある人とあり、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものと定められております。

今回推薦する方は、この要件を満たしており、町職員として長年勤務した経験などから人権問題の重要性を理解し、その対応や知識も十分にあることから推薦させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議第3号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任者と認めることに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第8、議第4号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第4号について御説明させていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

議第4号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案上程文は記載のとおりでございます。

本議案の提案理由につきましては、輪之内町教育委員会委員4名のうち、金森京子委員が一身上の都合により令和8年3月31日をもって辞任されることとなり、新たに後任の委員を任命しようとするものでございます。

今回、後任として同意を求める片野康子氏は、住所が輪之内町四郷1825番地、生年月日が昭和36年10月1日であります。任期につきましては、金森委員の残任期間となり、令和8年9月30日までとなります。

同氏は、昭和59年4月から令和4年3月に退職されるまで教職に就かれ、退職後も小学校の非常勤講師を務められ教育に関しての関心が深く、教育委員として最適な方と考え御提案させていただきます。

以上でございます。御審議の上、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

反対とかそういうことではございませんが、4名中、一般の方と申しますか、教職とかそういう経験がない方というのは4名中誰かお見えですか。

○議長

増田浩志教育長。

○増田浩志教育長

現在、4名の教育委員さんをお願いしておりますが、教育関係者は2名、それ以外の方が2名でございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

ということは、2名、2名で、教育者といいますが、教育関係者でない方がお見えになるといことで、非常にバランスが取れていいなというふうには直感的に感じますし、これから教育委員の皆さんに学校に対する経営のみならず方向性についてもいろいろ御検討を、教育長を中心にされるだろうと思うんですが、そういうことも含めてやっぱり人口減少等関係してきますので、児童・生徒の皆さんが質のええ教育を受けれるようなアドバイスをその会の中で反映していただくことを強く念じます。

そういうことで、非常にバランスがいいので、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第4号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第4号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第9、議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

企画財政商工課長から議案説明を求めます。

松井和明企画財政商工課長。

○松井和明企画財政商工課長

それでは、議第5号の説明をさせていただきます。

議案書8ページを御覧ください。

議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）の議案上程文でございます。

次の9ページから13ページまでは補正予算（第7号）を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次の14ページ、第2表 繰越明許費は翌年度に繰り越して予算を使用することができるよう、その手続をお願いするものの一覧でございます。今回は5件についてをお願いいたします。

1件目の物価高騰緊急支援交付金交付事業は、1月の臨時議会で上程、同日お認めいただいた物価高騰対策等への支援を目的とする給付金の事業費と事務費、2件目の戸籍住民基本台帳事業は、住基法等の一部改正に基づき戸籍の付票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加するためのシステム改修費用を、3件目の物価高対応子育て応援手当支給事業は、0歳から高校生世代までの子供を対象に1人当たり2万円を支給する事業費と事務費を、4件目の斎苑運営事業は、やすらぎ苑の火葬炉の故障による修繕費用を、5件目の防災対策事業は、避難所環境整備のためラップ式簡易トイレ未整備の避難所施設9か所に2台ずつ配備する費用でございます。

それでは、補正予算の詳細につきましては一般会計補正予算（第7号）の事項別明細書により順に説明させていただきますが、今回の補正予算（第7号）の主なものは、今年度の事業完了の時期が近づいてまいりましたので、歳出については各課等において事業の進捗状況、予算の執行状況等を精査して不用額を計上したものと、逆に予算の不足が見込まれるということで予算の増額をお願いするものでございます。

歳入については、国・県支出金の交付申請や交付決定などにより令和7年の受入れが確定したもの、国・県支出金の補助対象経費となる歳出予算を今回精査したことに伴い収入見込額を見直したもの、もしくはこの補正予算の策定時における収入済額に合わせたものでございます。

したがって、今回の補正予算は補正する科目が細々数多くありますので、歳出につきましては新たに事業予算を追加するものと、既存予算の増額をお願いしたいものの

うち100万円以上のものについて御説明をします。歳入については、1,000万円以上の増額と1,000万円以上の減額を中心に御説明をさせていただきます。

それでは、歳出予算から御説明をさせていただきますので、先ほどのとおり新たに事業予算を追加するものと既存の予算の増額をお願いしたいもののうち、100万円以上のものについて、その概要を御説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。

目1. 一般管理費の節18. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の102. 千本桜記念公園事業補助金150万円は、千本桜祭を今年度中の3月28日に開催予定であることから追加で計上したものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

目10. 基金費の節24. 積立金の1. 財政調整基金積立金150万円は、将来の財政需要に備えて基金に積み立てるものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

目1. 戸籍住民基本台帳費の節12. 委託料の109. 住基法等の一部改正に基づくシステム改修委託料372万9,000円は、戸籍の付票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加するためのシステム改修費用を追加で計上したものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

目3. 環境衛生費の節18. 負担金、補助及び交付金の104. やすらぎ苑負担金796万7,000円は、やすらぎ苑の火葬炉の故障による修繕費用を追加で計上したものでございます。

続きまして、52ページをお願いします。

目1. 河川総務費の節18. 負担金、補助及び交付金103万5,000円は、福東排水機場の3号ポンプのオーバーホール工事を行いました、その工事の負担金を追加で計上したものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

目3. 防災費の節17. 備品購入費434万9,000円は、避難所環境整備のためラップ式簡易トイレ未整備の避難所施設9か所に2台ずつ配備する費用を計上したものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

まずは1,000万円以上の増額を中心に御説明させていただきます。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

目1. 町民税、個人の節1. 現年課税分7,500万円と、下の枠になりますが、目1. 固定資産税のうち、節1. 現年課税分3,600万円は、この補正予算編成時点の収入見込額を算出し、それに合わせるものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

項1. 地方交付税1億3,983万円は、今回の補正予算は今年度最後の補正予算になりますので、交付決定額に合わせるものでございます。

続きまして、20ページをお願いします。

目1. 不動産売払収入1,965万2,000円は、町有地17筆、計1,186.03平米を売り払ったものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

目1. 繰越金8,382万7,000円は、今回の補正予算は今年度最後の補正予算になりますので、決算見込額に合わせるものでございます。

続きまして、100万円以上の減額について御説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

目1. 民生費国庫負担金の節1. 社会福祉費負担金の1. 障害者自立支援給付費負担金1,729万6,000円の減額は、収入見込額により不用額を計上したものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

目1. 総務費国庫補助金の節2. 総務管理費補助金の1. デジタル基盤改革支援補助金1,394万5,000円の減額は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る施行が令和8年度に延期されたことに伴い減額するものでございます。

同じページの目4. 土木費国庫補助金1,748万7,000円の減額は、補助対象事業費の確定による減額でございます。補助対象事業につきましては、西幹線道路舗装工事費、松内取付道路工事費、橋梁点検委託料、橋梁補修工事になります。

次の目5. 消防費国庫補助金の節1. 防災費補助金の1. 社会資本整備総合交付金1億470万円の減額は、防災拠点の整備非に対する国庫補助金の決定によるものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

目4. 農林水産業費県補助金の節1. 農業費補助金の7. 農業経営高度化支援事業補助金1,700万円の減額は、交付決定額に合わせるものでございます。その内容といたしましては、楡俣北部地区と四郷南部地区のほ場整備における農地の集積・集約化に対する補助金を受け入れているものでございます。

続きまして、21ページを御覧ください。

目2. 総務費寄附金の節1. 総務管理費寄附金の1. ふるさと応援寄附金1,700万円の減額は、本年度の収入見込額に合わせるものでございます。7年度は1,300万円程度になる見込みであります。

続きまして、22ページをお願いします。

目1. 財政調整基金繰入金4億5,012万6,000円の減額と、目2. その他特定目的基金繰入金1,887万9,000円の減額は、この補正予算編成過程における歳入歳出予算のバランス調整として減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

では、これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

議長が進行上言われたように細かいことは聞きません。全体を俯瞰したことを企画財政商工課長にお聞きしたいと思います。

59億円の予算で3億3,000万も余らせたという、これは事業をやっておったんかどうかと。財政のほうでちゃんとその都度その都度チェックしておるのか、各課にもう好きなだけやってまって、使わなんだらそんでおしまいということでは、当初予算の予算の査定の仕方が悪かったということに結果的になるので、新年度予算も心配です。

新年度予算も56億もやって、最後また3億も余ったといったら、私んた何のために委員会で審議したか分からなくなってしまうので、この全体を俯瞰してどういう具合に各課を財政のほうで指導しておるかということがお聞きしたいのと、それから個別のことやで言いませんけれども、ずうっと見ておると1億2,000万円も急に収入が増えたところがありますよね。これでも税やったら基準日が決まっておるので、もう4月当初にこのくらいの金額はもう予算に計上できたはずなので、時期も3月に収入が増えましたとやったら何にも事業はできへん。分かっておるなら、9月議会で1億2,000万計上して1億2,000万の事業をやるべきではなかったかということのこの2点をお聞きしたいと思います。

○議長

松井和明企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

まず全体をどう指導しているのかというか、3億も余ってという話でございますけど、財政合議で回ってきますのでその都度チェックはしておりますけれども、結果的に余ったということになってしまいます。

それと、1億とかを9月にどうして上げなかったかということでございますけど、これ追加交付決定が1月に来まして、また1億円ぐらい余分に来たということで、その時期では分かっていなかったということで上げていませんでした。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

よく見ていってください。また個別のことには入ったらあかんということですので、個別の中には入りませんが、交付税のことを私は言ったわけじゃないです。税ですよ。

1月1日に確定した税が、4月にはもう分かっておると。だから9月に税収を1億円上げや事業ができたんじゃないかということを御指摘申し上げました。

私の質問は以上です。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和7年度輪之内一般会計補正予算(第7号)については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第10、議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

住民環境課長から議案説明を求めます。

岩田好弘住民環境課長。

○岩田好弘住民環境課長

それでは、議第6号について御説明申し上げます。

議案上程文につきましては、議案書の15ページに記載のとおりでございます。

16、17ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の部、7ページを御覧ください。

款1. 項1. 目1. 一般管理費の23万4,000円の増額につきましては、節11. 役務費はコンビニ収納事務手数料が不足するため補正するものでございます。

同じく節12の委託料の増額につきましては、令和7年度の総医療費に係る結核・精神の対象額の割合が14%を超えたため特別調整交付金の対象となるため、国保連合会へ特別業務処理委託費の増額補正分を計上するものでございます。

8ページをお願いします。

項2. 目1. 賦課徴収費の23万4,000円の減額につきましては、節10の需用費の消耗品に

つきまして実績見込みに基づき不用額を計上するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

款2. 項2. 目1. 一般被保険者高額療養費、節18. 負担金、補助及び交付金の324万円の増額につきましては、当初予算より高額療養費の増額が見込まれますので増額補正するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

款3. 項1. 目1. 一般被保険者医療給付費分につきましては、繰入金の変更に伴う財源補正でございます。

11ページをお願いします。

款4. 項1. 目1. 特定健康診査等事業費の5万円の減額につきましては、こちらは特定健康診査の特定保健指導の終了により減額を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。3ページにお戻りください。

款1. 項1. 目1. 一般被保険者国民健康保険税、節2. 医療給付費滞納繰越分277万1,000円の増額につきましては、保険税滞納者への取組を実施したことにより増額補正でございます。

4ページをお願いします。

款3. 項1. 目1. 国庫負担金減額措置対策費補助金58万7,000円の減額につきましては、福祉医療に係る補助金の交付申請額確定による減額補正でございます。

5ページをお願いします。

款5. 項1. 目1. 一般会計繰入金151万9,000円の減額につきましては、各種繰入金の算出額確定に伴う増額及び減額補正を行うものでございます。

6ページをお願いします。

款8. 項1. 目1. 子ども・子育て支援事業費補助金の252万5,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援制度に円滑な施行に向けたシステム改修分の国庫補助の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号は、お手元に配りました議案付託表のとおり

文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第11、議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

福祉介護課長から議案説明を求めます。

中島広美福祉介護課長。

○中島広美福祉介護課長

それでは、議第7号について御説明させていただきます。

議案上程文については、議案書18ページに記載のとおりです。

次の19ページと20ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明させていただきます。

歳出から御説明いたします。7ページをお願いいたします。

款1. 総務費、項1. 目1. 一般管理費の消耗品費16万円の減額につきましては、システム標準化の延伸により標準化移行に必要となるはずであった納付書や納入手続書の用紙代が不要となったことによるものです。

8ページをお願いします。

款2. 項1. 目1. 後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金1,249万4,000円の増額につきましては、広域連合に納付すべき保険料の見込額によるものです。

9ページをお願いします。

款3. 項1. 目1の保健事業費74万1,000円の減額は、ぎふ・すこやか健診に関して、国保連合会へ支払う手数料や健診費用委託料などの関連経費について、不用額を計上するものでございます。受診実績見込件数は595件です。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

戻っていただき3ページをお願いいたします。

款1. 項1. 目1の特別徴収保険料159万2,000円の減額と、目2の普通徴収保険料1,342万7,000円の増額でございます。令和7年度の保険料の現年度分について、それぞれの収入見込額に合わせるものでございます。

4ページをお願いいたします。

款3. 項1. 目1の保健事業費委託金につきましては、91万円の減額でございます。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の2つの保健事業に係る健診費用や事務費の交付を受けるもので、今年度の受診件数から収入見込額を算出し、それに合わせるものでございます。受診件数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

5ページをお願いします。

款4. 項1. 目1の一般会計繰入金は311万3,000円の減額でございます。町特別会計事務費繰入金と保険基盤安定繰入金は、いずれも歳出総額に歳入総額を合わせるため減額するものでございます。

6ページをお願いします。

款5. 項1. 目1の繰越金は378万1,000円の増額でございます。令和6年度の決算数値による繰越金のうち、留保分を計上するものです。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

では、これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第12、議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

健康こども課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄健康こども課長。

○菱田靖雄調整監兼健康こども課長

それでは、議第8号の御説明をさせていただきます。

議第8号の議案上程文につきましては、議案書21ページのとおりでございます。

次の22ページと23ページは、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の主な内容は、歳出につきましては予算の執行状況を精査して不用額を計上したもののほか、積立金の増額をお願いするものでございます。歳入につきましては、収入見込額に合わせるものでございます。

それでは、事項別明細書の6ページをお願いします。

歳出から御説明をいたします。

目1. 児童発達支援事業費は53万7,000円の減額です。不用額の計上がほとんどで、主なというほどのものはございませんが、節24. 積立金につきましては7,000円の増額です。公共施設等整備基金の運用益の利子を積み立てるもので、その利子が7,000円の増となる見込みですので同額を増額するものでございます。

続いて、歳入の御説明をします。

戻りますが3ページをお願いします。

目1. 児童発達支援費は52万8,000円の減額です。発達支援教室そらが提供する支援、指導などに対するサービス報酬を国保連合会から受け入れるもので、収入見込額に合わせるものでございます。

4ページをお願いします。

目1. 児童発達支援使用料は1万6,000円の減額です。そらを利用した際の自己負担を保護者から受け入れるもので、収入見込額に合わせるものでございます。

5ページをお願いします。

目1. 利子及び配当金は7,000円の増額です。歳出でも触れましたが、公共施設等整備基金の運用益の利子でございます。収入見込額に合わせるものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長

では、これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。暫時休憩します。10時45分より再開いたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○上野賢二議長

日程第13、議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算を議題といたします。

副町長から議案説明を求めます。

荒川浩副町長。

○荒川 浩副町長

それでは、令和8年度当初予算について御説明申し上げます。

お手元の予算書にて説明させていただきますのでお願いいたします。

まず概要でございますが、当初における各会計の予算総額については、目次の裏面にありますとおり対前年1億5,892万5,000円減の合計79億5,347万2,000円でございます。

それでは、一般会計より順次説明させていただきます。

予算書1、2ページをお開きください。

議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算ということで、これが上程文でございます。

3ページから7ページが歳入歳出款項別にまとめた表になります。

また、8ページには債務負担行為を、9ページには地方債として発行予定額を掲げております。

一般会計予算の総額は対前年9,500万円減の56億8,300万円を編成いたしました。

ここからの説明は、先ほど町長の施政方針で申し述べられました8年度の重点施策を中心に説明いたします。

先ほど、重点施策としては防災機器管理対策、少子化・人口減の対応と子育て教育関係の充実、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境施策の3つを掲げております。

1つ目の危機管理対策でございます。

まず防災拠点整備事業についてです。かねてから進めております大吉新田地内の防災拠点についてですが、今年度に完成予定の建物の一部を使用しながら、令和8年度は建物の外構工事を施工いたします。予算書では106ページの節14. 工事請負費の2億518万3,000円のうち2億350万円、節12. 委託料のうち工事委託料として550万円を計上しております。

次に、中学校屋内運動場空調設備設置工事についてでございます。これについては、かねてから懸案となっておりましたが、実現すべく進めてまいりました。御案内のように、避難所機能強化を加え、猛暑による熱中症対策のための空調設備を設置すべく計上しております。

予算書では118ページ、節14. 工事請負費 1億5,891万1,000円のうち1億5,290万円、節12. 委託料のうち工事監理委託料として242万円を計上しております。

続いて、自主防災組織の強化ということで、防災資機材整備事業補助金、訓練補助金を計上しております。

予算書では107ページの上段で、節18、補助金で資機材整備事業補助金が120万円、訓練補助金を50万円、それぞれ計上しており、地区での防災体制整備の促進に資するものでございます。

その他継続事業でございますが、防災士育成事業として中学2年生を対象として防災士育成事業を実施し、災害に対する基本知識の習得を図ってまいります。

予算書では118ページの下段に、節11. 役務費で受験手数料登録手数料として80万円、節12. 委託料のうち防災士養成講座開催委託料として63万円をそれぞれ計上しております。

続いて、少子化・人口減の対応と子育て教育環境の充実に関する施策でございます。

まず少子化・人口減対策として、住宅建設支援補助金でございます。移住定住施策として、従来の住宅支援補助金を拡充し、3年分の固定資産税相当額に加え、移住加算として1件当たり40万円を上限に、また若年夫婦及び子育て世代加算として1件当たり20万円を支給していきます。

予算書では60ページの上段、上から3つ目の住宅建設支援補助金として614万8,000円を計上しております。

次に、出産祝金です。出産をされた方へ祝金を支給し、少子化対策、子育て世帯への経済的支援を図ってまいります。具体的には、第2子には10万円、第3子以後には50万円を支給する事業でございます。

予算書では80ページ、節19. 扶助費で450万円を計上しております。

次に、子育て教育環境の実施策です。こども園の統合を見据え、8年度は基本構想とそれを踏まえた施設整備の方針等を示す基本計画の策定を計画しております。

予算書では82ページ、一番上の輪之内町認定こども園統合基本構想・基本計画策定支援業務委託料として407万円を計上しております。

次に小学校です。町内3つの小学校の今後の在り方に向けて検討を8年度より開始すべく、学校の在り方検討委員会を立ち上げ協議を進めてまいります。

予算書では109ページ、中ほどの節1. 報酬の102. 委員等報酬22万5,000円を計上しております。委員構成については、各小学校運営協議会会長4人、各小・中保護者代表4人、

こども園保護者代表3人、各校区区長代表3人、議会から文教厚生委員長1人、小・中学校長4人の計15名を予定しております。

次に、フレンドスペースにじ開設事業です。この事業は、先ほど施政方針にもありました理由で実施させていただくわけですが、具体的にはリトルホール西側に設置します。予算措置としては、主に支援員1人分の人件費として368万7,000円を計上しており、予算書では109ページの目2.事務局費の会計年度任用職員の報酬、勤勉手当、共済費、費用弁償にそれぞれ計上をしております。

次に、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境施策です。まずプラスチック資源リサイクル事業で、家庭より回収したごみ資源を原材料の一部として利用するというごさいます。

予算書では89ページ、目2.美化推進費の節10.需用費の消耗品費980万6,000円のうち、821万円を計上しております。

続いて、環境講演会事業です。環境について、多くの方々に知ってもらう機会を設けるため、中学生や事業者向け環境セミナー、環境講演会を引き続き実施いたします。令和8年度の環境講演会は、ゼロカーボンをテーマとした企画を予定しております。

予算書では88ページ、上段の105.環境講演会委託料として418万円を計上しております。委託料の具体的な内容としましては、講演会全体のプロデュース、人形劇の開催、環境教室の開催、環境講演会の開催を予定しております。

次に、歳入における重点施策を説明いたします。

御案内のように、当町は令和6年度のふるさと納税の寄附金額が岐阜県内ワースト2位に甘んじております。この状況を打破するために、今年度にアイデアを募集し、返礼品の掘り起こしや新たな財源など、様々な道を模索してまいりました。

その結果、令和8年度においてはふるさと納税のラインアップの一環として輪之内中学校の生徒とコラボして考えてもらった返礼品のアイデアの商品化を企画いたします。また、ふるさと納税受領書を送付する封筒や同封するポストカードのオリジナルデザインを作り上げていきます。ポストカードはランダムで封入されていますので、コンプリートを目指してもらいたいと考えております。

次に、クラウドファンディングの実施を計画しております。寄附を募る事業といたしましては、プラネットプラザ公園整備事業ということで、プラネットプラザの一部を整備し公園として地域の皆様の憩いの場を作るため、その費用の一部を募集するもの。次に、かわばたくんの着ぐるみ更新事業として、長年町のPRを頑張ってくれたかわばたくんがかなりお疲れのため、皆様の前に出るのが限界となってまいりましたので、そこでそのリニューアルする経費に充当するべく支援を募集いたします。

続いて、ネーミングライツ事業として、アポロンスタジアムのネーミングライツの実施を計画しております。アポロンスタジアムのネーミングライツ、年間料金100万円を

下限に命名権を進呈しようとするもので、実施期間は5年間でございます。

同じくアポロスタジアムのバック広告として、ラバーフェンスに年間料金、1 枠 5 万円で広告を貼っていただくというネーミングライツも計画しております。これも同じく実施期間は5年間で募集しようと思っています。

以上で、令和8年度一般会計の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

では、これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第14、議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算及び日程第15、議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

副町長から議案説明を求めます。

荒川浩副町長。

○荒川 浩副町長

それでは、続いて国保会計について御説明申し上げます。

予算書135ページをお願いいたします。

議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算ということで、これが上程文でございます。

137ページから142ページまでが当該予算を款項別にまとめたものでございます。

それでは、令和8年度の国保会計について説明してまいります。

まず概要の説明をします。8年度の予算規模は、対前年6,370万円増の歳入歳出9億8,370万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の加入状況でございますが、令和7年4月が1,582人でしたが、直近数値の令和8年1月では1,511人と71人減少しております。

次に、被保険者1人当たりの医療費の状況でございますが、令和6年度実績値から7年度見込額の1人当たりの給付費はプラス9.5%となっております。いわゆる医療費は水物と言われますが、増加傾向にあります。また、診療報酬の改定、そして子ども・子育て支援制度の創設により増となっております。

これらの背景を踏まえながら要因を説明させていただきます。

先ほど申し上げましたが、療養給付費、高額療養費が増加傾向にあること、また診療報酬として2.22%のプラス改定、そして令和8年度から導入される子ども・子育て支援制度が創設される関係等々で歳出が増加となっております。その増となった分については、先ほど申し上げた療養給付費や高額医療については岐阜県からの保険給付費等交付金、これは普通交付金と特別交付金がありますが、7億1,102万1,000円等で賄われますが、その他はルール分として一般会計からの繰入金で賄われます。それでも不足する分に関しては、国民健康保険税で賄うということになります。

それでは、具体的内容でございますが、予算書では153ページの目1、2、3、療養諸費がトータルで3,632万4,000円の増、154ページの高額療養費が目1と2、トータルで1,105万5,000円の増、162ページの目1. 子ども・子育て支援納付金分が574万9,000円で皆増となっております。

次に、歳入では153ページから157ページの療養諸費として県費で賄われます。

次、残りの不足分を国民健康保険税で賄うこととなりますが、143ページに記載のとおり、対前年1,469万2,000円の増としております。あくまでも現時点での単純な理論値でございますが、1人当たり年間約3,000円弱の負担増となっております。

被保険者数が減少している状況から、今以上に療養費が上昇したとき、直接負担を求めることは相互扶助とはいえ被保険者1人当たりの負担増につながることは間違いありません。しかしながら、いたずらに税を上げて負担を求めることも避けなければなりません。現在の基金の状況でございますが、7年度末の基金残高見込額は6,982万2,000円です。約7,000万弱です。さらに、8年度は1,800万円を繰り入れる予算としておりまして、8年度末では5,182万2,000円となります。これまで被保険者の税負担の激変緩和として年々基金を繰り入れてきましたが、国保会計自体の健全な財政運営を堅持しようとするならば、税の負担増をお願いしなければならない事態になってきました。

今後は、5月の令和7年分の所得が確定したときに最終判断をさせていただきますが、今後も被保険者数、基金残高、県からの給付金を総合的に判断しながら運営を行ってまいります。

以上で、国保会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書175ページをお願いいたします。

議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算ということで、これが上程文でございます。

177ページ、178ページは款項別にまとめた表でございます。

まず概要の説明をいたします。令和8年度の予算総額は、対前年2,800万円増の歳入歳出1億7,350万円で予算編成をしております。

次に、被保険者数の推移でございますが、令和7年度の予算積算で1,334人に対して令和8年度予算積算時、これは9月30日現在の数値でございますが、1,392人と58人の増となっております。このことは高齢化が進んでいるというあかしでもあります。

そもそも後期高齢者医療の財源更正は全国共通で、公費が約5割、内訳は国が約4割、県が約1割、現役世代からの支援金が4割、そして被保険者保険料が1割という構成になっております。

市町村における後期高齢者医療特別会計は、その1割分を県連合会から通知された保険料負担額を基礎に被保険者から徴収し、広域連合に納付するという仕組みになっております。その通知枠については、冒頭に申し上げましたとおり被保険者数の増に伴いまして2,810万6,000円の増となっております。

予算書では190ページ、目1.後期高齢者医療広域連合納付金に掲げてあるとおりで、財源内訳を見ていただくと一般会計からの繰入金と一般財源、つまり徴収した保険料で賄っております。

次に、この会計における特徴的なものであるすこやか健診、さわやか口腔健診については、広域連合からの保健事業委託金においてほとんどが賄われております。

予算書では191ページの目1.保健事業費813万4,000円を計上しておりますが、その財源内訳を見ていただくと813万円が特定財源となっております。

以上、要点をまとめて説明させていただきました。

これで令和8年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第10号及び議第11号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、及び議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第16、議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算及び日程第17、議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

副町長から議案説明を求めます。

荒川浩副町長。

○荒川 浩副町長

引き続きまして、水道会計について御説明申し上げます。

予算書195ページをお願いいたします。

議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算ということで、196ページまでが上程文でございます。

それでは、予算の概要を説明いたします。

8年度の予算は、対前年4,000万円増の2億8,200万円で編成をいたしております。

まず事業の予定量についてですが、給水戸数は3,084戸、年間総給水量は116万4,444立方メートルとなっております。

令和8年度の重点施策は主に2つで、まず1つ目は水源地の監視装置の更新でございます。

予算書では221ページの目1. 配水設備拡張費において計上しております。

2つ目は、この後の議案で上程させていただく水道料金の値上げでございます。かねてから、将来に向けて水道施設のインフラ整備の経費捻出に対応すべく45年ぶりに水道料金の値上げをお願いするものでございます。

具体的には、月当たり10立米までの基本料金については据置き、超過料金のみを1立方メートル当たり88円から115円に増額しようとするものでございます。

予算書では214ページの目1. 給水収益で対前年1,037万2,000円の増を見込んでおります。

以上で令和8年度の水道事業会計予算の説明を終わらせていただきまして、続いて下

水道会計事業でございます。

予算書223ページをお願いいたします。

議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算ということで、225ページまでが上程文でございます。

予算の概要を説明いたします。令和8年度の下水道事業会計は、対前年1億7,162万5,000円減の8億3,127万2,000円で編成しております。

次に、事業予定量については1,610戸、年間処理水量は60万6,684立方メートルとなっております。

令和8年度予算の特徴的なものとして、冒頭で予算規模が1億7,162万5,000円減と述べましたが、これは浄化センターの電気設備工事が7年度で完了を迎えたことによって大幅な減となったことによるものでございます。

予算書では252ページ、目3. 処理場建設改良費の工事請負費が1億2,174万減となっております。

一方で、建設改良事業としては管路施設の機能維持を図るために目1. 管路建設費の工事請負費について、里地内のマンホールポンプ更新事業として6,880万円を計上しております。老朽化が進んでいる施設の計画的更新を行いまして、安定的な汚水処理体制の確保を図るものでございます。

また、当会計は一般会計からの繰入金、出資金や補助金の割合が高い水準で推移しております。

予算書では、246ページの日3. 他会計補助金1億9,482万1,000円、251ページの項2. 出資金、目1. 他会計出資金1億3,072万9,000円、そして項3. 補助金の目1. 他会計補助金のうち一般会計補助金が1,745万円を繰り入れております。

今後も、一般会計との適切な役割分担の下、経費の削減や接続率の向上を努めるとともに、収支の均衡を意識した計画的な事業運営を行いまして健全な経営をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、下水道会計の予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

5番 浅野進議員。

○5番 浅野 進議員

副町長に1つだけお願いしておきます。

実はこの水道料金が引き上げられるということは、もう既に町内には大分行き渡っているんです。私のところにも何件かから電話が来ました。何でこんなに急に上げなくちゃないって話です。その辺はよく考えてほしい。なぜなのかと。今様々なものが値上がりしているというように新聞報道でもされております。それにプラス、公共料金的なものが上がるというのは、どうも町民からすれば納得できないと、そういう思いです。一度、今度は付託されている審査会がありますので、それまでにぜひ考えておいてください。どうすればいいのかということ。以上です。

○議長

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号及び議第13号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算及び議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第18、議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定についてを議題といたします。

健康こども課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄健康こども課長。

○菱田靖雄調整監兼健康こども課長

それでは、議第14号の御説明をさせていただきます。

議第14号の上程文につきましては、議案書の26ページ、27ページと29ページは制定文でございます。

27ページを御覧ください。

まずもってこの条例の目的は、第1条のとおり出産祝金を支給することにより出産を祝福し、家庭における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上及び町の発展を図ることを目的としております。

第3条を御覧ください。今回の主な改正内容は2点です。

まず1つは、これまで要項の制定により令和5年度に創設をした第2子以降出産祝金支給事業、その財源であります10分の10県補助事業が8年度から廃止されることを受けまして、当町といたしましても当該県補助事業を廃止することといたしました。

その一方でになりますが、町単独事業としてこの条例に規定をする第2子に対する出産祝金を創設するものでございます。なお、第2子に対する出産祝金の額は10万円でございます。

もう一つは、従前からありました第3子以後を対象とする祝金の額を20万円から50万円に増額をすることとし、その上で出生時と満1歳の2回お祝いをすることを目的に25万円ずつ2回に分けて支給しようとするものでございます。

第4条以降につきましては、お金の支給に関する一般的といいますか基本的な事項について定めております。

29ページをお願いします。

附則になりますが、この条例は8年4月1日から施行することとし、4月1日以降の出生児から適用、3月31日以前の出生児につきましては従前のおりとすることを定めております。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長

では、これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっておりました議第14号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第19、議第15号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第15号について説明させていただきます。

議案書30ページをお願いいたします。

議第15号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の議案上程文は記載のとおりでございます。

本条例改正の趣旨につきましては、自治体がアナログによる規制、例えば対面によることとするですとか、書面による、目視によるなどを解消して、デジタル技術などを前提とした行政運営への転換を行い、住民の行政手続における利便性を高め、効率化を目的とし関係する個別条例を一括して改正するいわゆるパッケージ改正でございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

輪之内町公告式条例第2条第2項における条例の公布について、掲示場にて掲示「をしてこれを行う」を掲示「又はインターネットの利用その他の方法により行うものとする」に改めます。

次ページ、輪之内町行政手続条例の第15条第1項、「名あて人」を漢字に改め、第3項不利益処分の「名宛人」の所在が分からない場合の掲示場での公示について「公示の方法によって行うことができる」とし、新たに第4項にて公示場での公示に加えて事務所に設置した電子計算機での映像表示による閲覧をすることとし、「当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす」に改めます。

同じく第16条、代理人につきましても、第15条の第3項を第4項に改めます。

第22条第3項、続行期日の指定につきましては、第15条第3項を第3項「及び第4項」とし、「、掲示を始めた」から「、当該措置を開始した」と読み替えるものでございます。

4ページをお願いします。

第29条、聴聞に関する手続の準用につきましても、第15条の第3項を第4項に読み替えるものであります。

続いて、5ページ、輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきましては、研修及び訓練、安全計画の見直し、業務継続計画の見直しから「定期的に」を削除いたしております。

7ページ、輪之内町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、第4条第1項、縦覧の場所及び期間について、縦覧場所に町のホームページを加えております。

8ページをお願いいたします。

輪之内町下水道条例におきまして、第7条第1項、排水設備等指定業者の指定につきまして、責任技術者の「専属する」を「選任する」に改めております。

議案書の31ページにお戻りください。

こちらは先ほど説明いたしました内容の改め文でございます。

32ページの附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条、輪之内町行政手続条例の一部改正については、国の法律改正により規定する日より施行するとなります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

この議案は委員会付託しないので質問させていただきます。

デジタル化するというのは非常にいいことかなあとと思います。それでお聞きしたいのは、公告式条例による町の掲示板とインターネットの利用、その他の利用というのは、内容は同じということでしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

内容は同じでございます。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

ということは、町の掲示板とインターネットの掲示板は内容が一緒ということで今答弁いただいた条例のとおりだと、条例はそういうふうに書いてあるので、町の掲示板とインターネットの掲示板は一緒だということですね。

そこでお聞きしたいのは、公示送達というのがありまして、これは主に税金を滞納しておる人が居場所が分からないので、住所と氏名を掲示板に貼って、あんだどこにいるのというてやるわけですが、今の答弁ですと町民の滞納者はインターネット上、世界に発信されるんやが、これでええのかな。

そして、2週間たってその情報が消えても町のホームページはスマホでも見れるので、

スクリーンショットを撮ったらその方の個人情報は一生涯滞納者ということになるんですが、どういうふうにするか教えてください。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

今回、新旧対照表1ページで改正を行う輪之内町公告式条例につきましては、条例の公布についての規定でございます。基本的に、条例につきましては現在も全て公開されており、個人情報保護法との調整は必要ないものと認識しております。

今後、条例以外の書面掲示に係るものについて、インターネットによる閲覧可能とする場合があれば、議員の御指摘のとおり個人情報に関する部分に配慮が必要になると思われまます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

上手に答弁されたけど、条例や法律はそんなふうになっていないんでしょう。そんなこと書いてある。今でも掲示板に公示送達で個人名、貼ってありますよ。それと一緒にということでしょう、最初の答弁やったら。都合が悪いで、途中から、これは公表します、これは公表しませんって、その基準あるの。本当は違うでしょう。デジタル庁の見解と通達を教えてください。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

デジタル庁からの通達、規制の趣旨につきましては、目視による現地での対面での実施を撤廃し、デジタル技術を活用し業務の改善に資するものというものでございます。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第15号についての討論を行います。

討論はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

今回の条例は国に基づいてと思いますが、個人情報の保護に関しては適切な運用をお願いしたいと思います。

○議長

ほかにございますか。

(挙手する者なし)

○議長

これで討論を終わります。

これより議第15号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第15号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第20、議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第16号について御説明させていただきます。

議案書33ページをお願いいたします。

議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例の議案上程文は記載のとおりでございます。

本条例改正につきましては、SNSやデジタルツールの普及に伴いまして、より効果的で一元化された情報発信広報が求められていること、また公共施設の老朽化や有効活用対策をより効率的かつ合理的に図っていくことを改正目的といたしております。

それでは、新旧対照表の9ページをお願いいたします。

第2条、分掌事務のうち、現行、総務危機管理課の8「広報及び広聴に関すること」を「公共施設等の総合管理に関すること」に改め、次ページ、企画財政商工課の7「公共施設等の総合管理に関すること」を「広報及び広聴に関すること」に改めるものでございます。

議案集34ページにお戻りください。

こちらは先ほど説明いたしました内容の改め文でございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第21、議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第17号について御説明させていただきます。

議案書35ページをお願いいたします。

議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の議案上程文は記載のとおりでございます。

今回の旅費条例改正につきましては、国の旅費制度が約70年ぶりに抜本的な見直しを行ったことを受けまして、町としても制度の整合性を確保しつつ、実態に即した旅費の支給と事務の合理化を図るために行うものでございます。

簡潔に改正内容のポイントを申し上げますと、まず交通費については鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費の各規定を国の制度に合わせた整理を行い、実費を基本としつつ、職級や旅行の状況に応じた上限額を明確にしております。

また、特急料金や座席指定料金、附属費用など、実務上必要となる費用を明文化し、適切な補填ができるようにしております。

宿泊費につきましては、従来の別表による定額方式を改め、上限つきの実費支給方式とし、規則で基準額を定める仕組みとしております。

また、日当につきましては宿泊手当として整理し直し、朝夕の食事代の掛かり増しなど宿泊に伴う旅費に必要な諸雑費を補う制度となっております。

さらに、嘱託料、日額旅費、同一地域内旅行の距離制限など国の制度で廃止された項目につきましては町でも同様に廃止とし、制度全体の簡素化を図っております。

退職者や遺族などの旅費、証人等の旅費についても、従来の細かな個別規定を改め、出張の例に準じて規則で定める方式に整理し、分かりやすく柔軟な運用が可能となるよう見直しております。

最後に、旅費の支給額の上限や調整規定については実費の原則を徹底し、実際に必要な費用を適切に支給しつつ、過大な支給や二重払いを防ぐ仕組みを明確化しております。

以上が今回の旅費条例の全体像であり、国の制度と整合しつつ見直しを行ったところでございます。

議案集36ページをお願いいたします。

こちらがただいま説明いたしました内容の改め文となっております。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

ただし、施行日より前に旅行命令したものについては、出張期間が施行日をまたぐ場合は従前の条例の例によることとし、本条例の施行に関し細かな経過措置は規則で定めることとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

総括質疑ですので内容については聞きませんので、委員会で規則を出してください。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

はい。提出させていただきます。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第22、議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

小関達也税務課長。

○小関達也税務課長

それでは説明させていただきます。

議案書の44ページをお開きください。

議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案上程文については記載のとおりでございます。

議案書45ページから49ページが改正文、新旧対照表は別紙条例の改正に関する新旧対照表の37ページから55ページに記載してございます。

今回の条例改正について、簡単に概要説明を申し上げますと、少子化対策の強化を目的として、国において全世代型社会保障の一環として子ども・子育て支援財源の安定確保が制度化されました。これにより医療保険制度を通じて広く社会全体で子育て世帯を支える仕組みとして、国民健康保険を含む各医療保険制度に子供・子育て支援金を創設されることとなりました。

なお、市町村が賦課徴収している国保税においても、新たに支援金相当分が加算される仕組みとなり、徴収は国保税と合わせて行い、徴収後、国の制度に基づき拠出する形となります。

具体的な税率を申し上げますと、当町は従来より国保税におきましては医療、後期高齢分、介護分、それぞれにおきまして所得割と均等割の2方式で課税しております。こ

さらに今回、子ども・子育て支援金として新たに加わるのが、所得割が0.29%、均等割が1,800円でございます。

こちらの税率につきましては、国保加入者の令和6年度所得にて県が策定したものに基づいて決定したものでございます。実質負担額は所得や世帯構成により変動がありますが、1世帯当たり数千円から1万円程度と見込んでございます。

なお、3月1日現在の国保加入者は1,508名となっておりますが、18歳以下の方は軽減対象者となり負担は発生しないため、実質負担者数は1,400名程度でございます。

議案書の49ページにお戻りください。

附則第1項の施行期日については、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上で議第18号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第23、議第19号 輪之内町土地基盤整備基金条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企画財政商工課長から議案説明を求めます。

松井和明企画財政商工課長。

○松井和明企画財政商工課長

それでは、議案書50ページをお願いいたします。

議第19号の説明をさせていただきます。

議案上程文は議案書50ページに記載のとおりでございます。

今回の条例改正の概要を申し上げます。町長の提案説明にもありましたとおり、当町では適切な財政運営に資するべく15の基金条例を制定しておりますが、そのうち複数の条例において基金を処分できる旨の規定がないなどの不備があるため、処分規定等の改正を行い、健全な財政運営を図るべく改正しようとするものでございます。

その基金条例は、輪之内町土地基盤整備基金条例、輪之内町地域福祉基金条例、輪之内町ふるさと農村活性化対策基金条例、輪之内町国民健康保険基金条例、輪之内町寄附によるふるさと応援基金条例の5つの条例について改正しようとするものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして新旧対照表で準備説明させていただきます。

新旧対照表の56ページを御覧ください。

土地基盤整備基金条例については、御覧のとおり、処分、つまり基金の取崩しができるように改正するものでございます。

続いて、57ページの地域福祉基金条例について、その基金の活用については高齢者福祉施策に限定されておりましたが、これを高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、保健福祉の福祉施策全般にわたって活用できるように拡大したこと、そして処分の項目を追加しようとするものでございます。

続きまして、58ページのふるさと農村活性化対策基金についても、御覧のとおり、処分、つまり基金の取崩しができるように改正するものでございます。

次に、59ページをお願いいたします。

国民健康保険基金条例についても、こちらにつきましては追認する形で処分の規定を加えるものでございます。

次に、60ページをお願いします。

寄附によるふるさと応援基金条例の一部改正については、今まで寄附された金額をそのまま積み立てておりましたが、御案内のようにふるさと納税については返礼品や輸送費等の経費が発生しております。その経費を差し引いた額を積み立てるというように改正しようとするものでございます。

議案書51ページにお戻りください。

51ページ、52ページが改め文でございます。

なお、附則として、施行は令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

5番 浅野進議員。

○5番 浅野 進議員

1点だけお尋ねします。

今まで基金を積み立ててきたのが幾つかあるんですけども、それは全て目的を持って基金は積み立ててきたと思っておるんですけども、どうですか。

○議長

松井和明企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

はい、全て目的を持って基金は積み立てております。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議第19号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第19号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第19号 輪之内町土地基盤整備基金条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第24、議第20号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉介護課長から議案説明を求めます。

中島広美福祉介護課長。

○中島広美福祉介護課長

それでは、議第20号について御説明させていただきます。

議案上程文につきましては、議案書53ページに記載のとおりです。

54ページは改正文となります。

この改正につきましては、輪之内町ふれあいセンターの利用料について、徴収実績がない状況を踏まえ実情に即した制度とするため、町内者の利用料を無料とし、町外者については従来どおり徴収するよう改めるものです。

新旧対照表にて御説明いたしますので、61ページをお願いします。

第9条で利用料の免除について規定をしており、第1号について、現行では「輪之内町に住所を有する60歳以上の者及びその介護人」となっておりますが、改正案では「輪之内町に住所を有する者」に改め、60歳以上という年齢要件を撤廃し、全世代において利用料を無料とするものであります。

また、別表（第8条関係）においては、現行で規定されている発達支援教室そらの利用料については、既に根拠条例である輪之内町児童発達支援事業施設設置条例に規定されているため、本条例の別表から削除し、規定の重複を解消するものです。

議案書の54ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

町外者は今までどおり200円取るということを明言されました。

私、いつもふれあいセンターに通っておりますが、町外者、町内者、チェックが一回もありません。みんなただです。

それで、町外者と町内者のこの利用料金の件ですよね。普通、公共料金といったら定価というか正規の料金が決まっていると、例えば1,000円という正規の料金が決まっていたら誰が入っても1,000円なんです。ただ、そのときに免除される人は証明をしなければならぬわけですね。

だから、今回でいうとふれあいセンターは誰が入っても200円取られるんです。ただ、輪之内町民として自分で証明できた方だけ200円が免除されるということですので、窓口がどういうふうこれからやられるかということと、それからこの条例はこうやってつくられて、いやまあ町民全部ただにしいいんやで、簡単やということでやられてお

るんやけど、来年度の予算でふれあいセンターの使用料、昨年まであった使用料が全くカットして上がってある。町外者から取る予定なしに予算を勝手に、歳入をカットしてまって項目自体なしにしてまっておるんやけど、この条例が通ったら最終日に当初予算を修正されるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長

中島広美福祉介護課長。

○福祉介護課長

町内者、町外者、どちらも利用料を取っていないのではないかとということでございますが、施設のほうの担当者が確認しておると認識しております。町内の方ですと、利用される方がほとんどが60歳以上の方ですので、それで顔見知りの方がほとんどですので、担当者のほうを確認しておると認識しております。

それから、予算のことでございますが、当初予算の編成時にちょっとこの条例の免除規定についてを、全てを免除するのか、町内と町外で分けて規定するのかというところがまだちょっとはっきりしていなかった部分がありましたので、今回の当初予算のところには歳入のほうに設けてございませませんが、現実、町外者の方の利用が今のところないというふうに、近年なかったということを確認しておりますので、その部分については発生したときに項目を設定させていただきたいと考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

まあ現場で町外者も入っておるけれども、恐らくチェックしていないんやないかなと思います。金額じゃないんです。町の在り方ですよ。公共施設をどういうふう運営していくかと。輪之内町に来たら、ふれあいセンターの玄関に町外者200円と書いてあれば、ああ払わなあかんなんて面識なくても払うと思いますが、どこにも書いてあらへんでみんな、なら行こかというふうになると思います。だから、今後は徹底してもらわんとあかんと思うんです。町内の方はいいですけど、さっき言ったように免除規定というのは利益を得る方が申請して、それ以外は正規で払うというのが社会のルールなんです。ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

ほかにございますか。

(挙手する者なし)

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第20号についての討論を行います。

討論はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

公共施設の入場料については厳格な運用をお願いしたいと思います。

○議長

ほかに討論ございますか。

(挙手する者なし)

○議長

これで討論を終わります。

これより議第20号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第25、議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

長屋弘明建設課長。

○長屋弘明建設課長

それでは、議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

55ページをお開きください。

議案上程文につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

本改正は、超過料金単価を現行1立方メートル当たり80円から105円に改定するものでございます。

近年、本町の水道施設は老朽化が進行しており、計画的な施設更新が必要となっております。あわせて、電気料金や資材価格の高騰により維持管理費も増加しております。

このような状況の下、現行料金のままでは将来的に資金不足になることが懸念される

ことから、経営の健全化と持続可能な水道事業運営を確保するため水道料金の適正化を図るものでございます。

なお、基本料金は据置きとし、使用料に応じた超過料金部分のみを見直すものでございます。

施行期日は令和8年9月1日とし、施行日以降の使用料から適用いたします。

また、料金の改定は令和8年9月1日から適用いたしますが、9月1日以前から継続して御利用いただいている分につきましては、次回検針分までは従前の料金を適用いたします。

以上でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

では、これより総括質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

(午前11時54分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○上野賢二議長

日程第26、議第22号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第22号について説明させていただきます。

議案書57ページをお願いいたします。

議第22号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の議案上程文は記載のとおりでございます。

本条例改正の背景につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基準額及び扶養に係る補償基準額の加算額を改正するもので、具体的には公務災害補償の対象となった時点の階級により決定する補償基礎額については引き上げ、扶養状況によって算定される加算額については配偶者と子供で改正されております。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表63ページをお願いします。

63ページの第5条第2項第2号において、消防作業従事者等の補償基礎額を改定するもので、現行の「9,700円」を「1万円」、また次の者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、現行の「1万4,500円」を「1万5,000円」に改めるものでございます。

なお、消防団員の基礎額については階級、勤務年数により決定されますが、その内訳につきましては64ページの後段の別表の改正のとおりでございます。

また、63ページに戻っていただきまして、第3項ではその加算額についての改正で、現行では第1号から6号、64ページに行っていただき第1号から第6号までの扶養親族加算がありますが、1号の扶養親族である配偶者に係る加算金100円が廃止になり、2号扶養親族の子供が1号に繰り上がり「383円」であったものが「433円」になりました。

よって、3号から6号を1号ずつ繰り上げて、2号から5号に改めるものであります。議案集58ページをお願いします。

こちらは先ほど説明いたしました内容の改め文でございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

また、経過措置といたしまして傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

ちょっとお尋ねしたいのは、金額の改正はまあいいんですが、その中身について、額の問題をちょっと教えていただきたいのは、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときには1万5,000円を超えない範囲内というふうに書いてあるんですが、その者の通常得ている収入の日額とは何を指すんですかね。これはその人の年俵を日にちで割ったものを指すのか、それはどういう基準でしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

議員のおっしゃられるとおり、年俵を日額に割り戻した金額で判断するものと考えられます。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

この場合の基準の年俵と、その方が勤務しておみえになる時間が、基準的に、例えば少ない日数でたくさんの金額をやられている方と、通常でいうと長く、例えば私のところの営農組合ですと2,080時間が大体1年間の時間数でうたっているんですが、そういった場合と、何が言いたいかということ、年齢とかそういうことやなくて給料の1日、要するに日額で、これ何かの確定申告もしくは給与明細書とかいろんなものが全部きちっとそろわなこれにいただけないのか、ある程度自分の自主申告の中で物が考えられているのか、それから年齢もありますよね。だから、そこら辺は若いのやったらやっぱり生活がちょっときついで少し、たとえ年俵で400万ぐらいの方でももう少し足してあげないと生活ができないということにも、逆に言うたら、その金額がずうっと続くのか。年によってスライドして上がっていくのか、そういう基準ってあるんですかね。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

ずうっと続くのかということですが、今回この補償基礎額につきましてはそのときの状況、疾病にかかったときの状況で判断いたしますので、その後法改正等、国の基準等が変わらなければその基準で支給されるものと考えます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

そのことを聞く人やなくて、支給年数が若い人やったら長いけど、例えば消防団の入団既定が町では持っていないと思うんだけど、各団といますか地域で勝手に決めて、50ぐらいになったらまあ免除しようやとかいうていろいろお決めになってやってみえるところが多いかなあと思うんですが、例えばそれが30代で入団して重大な事故に遭ったとかいうことで、長く後遺障がいが残ったとかいうことで、要するに子供さんがお見えになったらその方が18になったら打ち切るのか、いろんな条件が多分どの会社でもあると思うんですが、そういう物差しというのは何歳ぐらいまでの物差しを持ってみえるのかなと思っておるんです。

年食ってからの子供やとやっぱり長くなりますし、だからそこら辺はどこまでを見ておみえになるかなあというふうにちょっとお尋ねしていきたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

年齢要件につきましては、規定はございません。

別表のほうに記載のとおり、勤務年数等で10年未満、10年から20年、20年以上というふうに単価のほうは変わっておりますが、そちらで勤務年数に応じて単価は変わって行くということでございます。

○田中政治議員

そうすると、何歳まで出せるかということ。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

遺族年金と障害年金の類いの補償につきましては、扶養義務親族が亡くなるまで支給されるというふうに記載されております。その扶養に係る親族がいなくなるまで支給されます。以上です。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議第22号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第22号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第27、議第23号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

長屋弘明建設課長。

○長屋弘明建設課長

それでは、議第23号 町道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

議案上程文につきましては記載のとおりでございます。

ここで、すみません。路線名の表記の誤りがございました。60ページの路線名のところを御覧ください。

町道33534線とありますが、正しくは町道33534号線であります。号線の号の字が抜けておりました。おわびの上、訂正をお願いいたします。

なお、内容等には変更はございません。

それでは、内容について御説明申し上げます。

今回、廃止をお願いする路線は1路線でございます。

整理番号1. 町道33534号線、起点が輪之内町海松新田三又284番の1地先から終点、輪之内町海松新田大坪1230番地先まででございます。

本路線は道路形態変更に伴い、従前の路線を一旦廃止し再編成を行うものでございます。

61ページは路線の位置図を輪之内町管内図に落としてございます。

次に、62ページをお願いします。

新たに認定をお願いする路線は3路線であります。

整理番号1. 町道13862号線、起点は輪之内町楡俣村前1133番の1地先、終点、輪之内町楡俣村前2685番の2地先まで。こちらの路線と、整理番号3の路線は民間造成によ

る分譲地の敷地内道路でございます。

整理番号2. 町道33534号線、起点は海松新田三又284番の1地先、終点が輪之内町海松新田蓮池979番の1地先まででございます。

整理番号3. 町道33863号線、起点が輪之内町中郷新田多良井708番の7地先、終点が輪之内町中郷新田多良井708番の11地先まででございます。

今回の廃止及び認定は、現状に合わせた路線の整理であり、町道管理を適正に行うためのものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

順を追って聞きたいと思えます。

33534号線についてまずお聞きしたいと思えます。

これ全面廃止して、また全面認定するというので、今の建設課長の説明だと肝腎なことが抜けておるような気がして私仕方がないんですけども、これって海松の方やその周辺が大切にしておる橋を廃止しただけでしょう、これ。橋、道路認定やなくなったらどうなるんやな。事故があっても、もう町は関係ないということでやられるのか、その辺をどういうふうに考えてみえるかと。橋を廃止するんやったら、元から廃止しなあかんやないですか。帳面上だけ、町道です。一旦廃止して、線は橋の前で止めてきますという帳面だけではあかんのやないですか、現場をつくらな。

もしこれが橋を廃止するがための町道の廃止、認定なら、お役所仕事で帳面だけ延長を短くしたり長くしたりだけではあかんで、現場を仕上げなあかんやないですか。通行止めにする橋をすぐにでも解体しんと、落ちたら誰の責任になるのか聞きたいのと、それから開発道路はこれ側溝はどのくらいの大きさのが入って、町が指導する側溝の大きさはどのくらいで、水量が確保されておるのか。側溝の大きさをちょっと大きさを教えていただけませんか。この2点。

○議長

長屋弘明建設課長。

○建設課長

それでは、2点御説明申し上げます。

先ほどの33534号線の橋の廃止についてでございますが、当該路線上にあります大坪

橋と申しますが、そちらが老朽化により劣化しており、現在車両通行止めとしてございます。そのため、橋梁部分を含む従前の路線を一旦廃止し、車両通行が可能な区間について改めて路線認定を行っております。

こちらは地元とお話をさせていただいた上、車の通行は禁止させていただいておりますが、歩行者については通行可能ということで実施しております。老朽化の具合が、車両は通行できないんですが、歩行者は通行可能となっておりますので、そのような運用をしていくものでございます。

もう一点の開発道路の側溝の大きさでございまして、大きさとしましては深さが30センチ、幅も30センチの側溝が入っており、排水に対しましては十分な流量が確保できるような形状となっております。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

大体内容は分かりましたが、これからも執行部の説明で議員から橋があるんじゃないのと聞かれて説明するよりは、私はちょっとあまりいい説明やないと思うんですね。今回でもこれ、橋の廃止により認定と廃止をしますというのを最初から言っていたきたいなど。そうじゃなかったら、こちらが気づかなかつたら何も気づかずに終わっておったということであれば、私ども議員は地元からのいろんな要望を聞いてやっていますので、橋が廃止されたということはやっぱり議員全員が知っておるべきことなので、議会でもそれは海松の橋1本廃止になりましたので、議員の皆さんよろしくいうぐらいの説明をしていただかないと私はあかんと思いますし、そして現在残っておる橋、車道として使っておった橋が本当に歩道として有効にできる橋としてリニューアルしてあるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長

長屋弘明建設課長。

○建設課長

田中議員の御指摘のとおり説明が不足しておりましたことを改めて謝罪申し上げます。また、現在の歩道として通行できる状況にあるかという御質問に対してですが、現在、車両の通行止めの安全施設を設置しており、歩行者につきましては通行可能という表示を出させていただいております。歩行者の通行可能というような状況で運用をしております。以上でございます。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第23号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第23号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 町道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第28、議第24号 輪之内中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

田内満昭教育課長。

○田内満昭教育参事兼教育課長

議第24号の議案上程文は65ページに記載のとおりです。

今回の工事は、近年の猛暑による熱中症対策及び災害時の避難所機能強化のため、輪之内中学校屋内運動場に空調設備を設置しようとするものです。

入札参加資格申請の受付は、令和7年12月25日に開始し、令和8年1月21日の締切りまでに1者参加がありました。

1月26日に開札し、1月28日に業者選定委員会にて落札候補者の審査を行い、1月30日に戸島工業株式会社と仮契約を締結いたしました。落札率は97.1%です。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

こういう関係、応札が少なかったというか1者しかなかったと。前にもあったと思うんですが、1者では競争とかそういうことは一切使えない言葉ですよ。一応、建前はそうやってやってあるんやけど、1者やったらもうこれ不調やったというふうな判断が僕はええと思うのや、かえって。97.1%という数字とかそういうことはともかく、全く競争原理が働いておらんのに、これで1者やったからまあしようがないで1者で落としましたよと。これいつも戸島工業ばっかが取ってござるような気がするんやけど、これもう少し広く広げたり、1億5,000万もの空調設備でしたら結構な金額なので、もう少し、県内にしたのか東海3県でやっておみえになるのか、中部6県でやってみえるのか、それは知りませんが、もう少しこれだけの不調に終わるんやったら何かよろしゅうございますと、法的にはええのやろうと思うんだけど、聞かれたときに何やそれというような話ではやっぱり議員として何か言わんとあかんような気がして今言っておるわけで、これあんまり聞かれても、ええなあというふうになかなか思いにくいんです。

これは範囲はどこまで広げた募集をされているかなと、ちょっとお尋ねします。

○議長

田内満昭教育課長。

○教育参事兼教育課長

今回の一般競争入札に当たって、岐阜県内に本社を有する事業所ということで参加条件を付させていただきました。対象の事業所は県内でも420者あります。そのうち町の指名業者も175者ありますので、参加資格のある業者は少なくないと考えておりますが、近年、空調設備設置に対する地方債の優遇措置が設けられ、近隣自治体でも発注が増えていますので、その辺りも参加が少ない要因ではないかと考えております。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

参加資格のある業者の数だけを聞けば、かなりあるという数字には見えますが、現実には1者でしょう。その1者というところに僕は言うておるので、400者あろうが500者あろうが、それは問題やないんやて。これゼロやったら、今度どうするの。たまたま利島工業が応札していったけど、ゼロやったらまた考えなあかんわけやろう。

だから、うちの決まりの中で、内規で1者やったらやっぱり複数社出てくるまでは範囲として、時間としてある程度余裕を持った入札制度を持ったらどうかと思うのやけど、前も1者だけでやったことがあったと思うのやけど、それは法的には問題ないとい

うことは前回あったので認識しておりますが、一般から聞くと、一般町民の感情からすると、ええと。そうなのなんて。これが安いか高いかという比較ができない、そもそもが。だからもう少し、競争というのやったら競争ができる、しましたよと、せめてお得意のアルバイト工作ぐらいはやったらどうかなと思うのやけど、どうでしょうか。それやったら県内のみならず東海3県に広げたらどうですか。

○議長

田内満昭教育課長。

○教育参事兼教育課長

仮に東海3県に拡大しますと、愛知県で町が登録している事業者が30者、三重県については2者ということで合計207者となります。

この辺り、1者の参加ではありましたが、あくまで落札候補者ということで町の業者選定委員会において、その1者についても審査を行っておりますので、今後一般競争入札を実施するに当たって指名委員会のほうでも対応等考えていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

指名の審査の基準、その中では合格やということを今聞きましたが、合格やでこうなったのは分かるんやけど、その人たちの認識は一般から離れておるんやないの、そういう感覚的には。これは法的には、さっきから何遍か言うておる合致しておるでいいんやけど、受けた印象が、町民がみんなこの1億5,000万もの大工事が、1者しかなかって1者でやりましたよと胸張って言えるようなことやないと僕は思うんです。法的には何ら問題ないので罪にはなりません、受ける印象は非常に、議員からもそれについて何も言わへなんだのかと言われるばっかのことでは面目灰だらけですわ、僕らは。

だから、もう少しそこら辺も町民目線で、みんながそう思って、それはようやって、なるだけ安価でいいものを造っていただけたなあというふうに納得できるようなそういうものを、人の金やでええわということやないですよ。法的に違反しておらなええが、それは間違いないですよ。それ以外のところで、もう少し配慮があってもいいのやないかと、もうちょっと考えられたらどうですかと。それに一言でいいでお答えいただければ。

○議長

田内満昭教育課長。

○教育参事兼教育課長

5,000万以上の工事という条件がある中で複数の業者を指名する方法があるのかどうか、技術的な問題もありますが、発注者側としましてもできるだけ多くの事業所に参加

していただきたいので、今後考えていきたいと思いを。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第24号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第24号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 輪之内中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第5号から議第14号まで、議第16号から議第18号まで及び議第21号については、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

各常任委員長は、3月17日に委員長報告をお願いいたします。

○上野賢二議長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

議会第2日目は、3月16日午前9時までに御参集を願います。

本日は大変お疲れさまでございました。

(午後1時31分 散会)

令和 8 年 3 月 4 日開会 第 1 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第13日目

令和 8 年 3 月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	9番	田 中 政 治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	副 町 長	荒 川 浩
教 育 長	増 田 浩 志	教育参事兼 教育課長	田 内 満 昭
会計管理者兼 調整監 (兼会計室長)	大 橋 勝 弘	調 整 監 兼 健康こども課長	菱 田 靖 雄
福祉介護課長	中 島 広 美	総務危機管理課長	松 岡 博 樹
企画財政商工課長	松 井 和 明	建 設 課 長	長 屋 弘 明
農業振興課長	西 脇 元 彦	税 務 課 長	小 関 達 也
住民環境課長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水 谷 和 智	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

○上野賢二議長

おはようございます。

ただいまの出席議員数は8名です。議員定足数に達しておりますので、令和8年第1回定例輪之内町議会第2日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第1、一般質問を行います。

会議規則第56条第1項の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を45分以内とし、これを許可いたします。時間経過をお知らせするため、制限時間の5分前に呼び鈴を1回、制限時間到達時には呼び鈴を2回鳴らします。また、議場入り口側にあるモニターに残り時間を表示いたします。制限時間到達後は速やかに発言を終了してください。

なお、一般質問における質問回数制限はございません。

それでは、通告に基づき順次発言を許可いたします。

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

おはようございます。

議長の許可が出ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1. 巨費4億8,400万円かけて無人の建物を造り、手狭な役場は2,700万円かけて改築する。矛盾していませんか。

防災拠点の管理と活用について。

12月議会で防災拠点に発災時の速やかな対応のためや備品の盗難を防ぐため職員を配置してくださいと質問しました。町は無人でよいとの回答でした。町民の大切な公共施設を堤防に放置する。消防団本部、警備班、機能別消防団、水防監視員などのための総合防災事務所の設置を提案しましたが、予定がないとのことでした。町が無理なら町が関係している団体に管理をしてもらう。人の出入りがあれば施設の宣伝にもなります。福東輪中土地改良区、シルバー人材センター、デマンドバス予約センターについて質問したところ、今後よく検討するとの答弁でしたが、検討の経緯と結果をお尋ねします。

また、庁舎が手狭だといって2,700万円の税金で庁舎改築中です。役場の一部が防災拠点に移転すれば2,700万円の改築費は必要なかったのではないですか。町長にお聞きします。

2. 法定雇用率をクリアすればそれでいいんですか。多くの障がい者は働きたいので

す。役場は障がい者に冷たくありませんか。

障がい福祉行政の在り方について。

12月議会で役場の障がい者の採用について質問すると、令和7年度1名採用し、法定雇用率が達成したので、当分の間、障がい者を採用しないとの回答でした。障がい者活躍推進計画は何のために作成したのですか。障がい者のためでなく国のためですか。毎年、障がい者を採用すべき計画ではありませんか。

議会で一般質問すると、すぐに私のところに障がい者採用について問合せがありました。この現実を重く受け止めてください。

障がい者に働く場所を提供してください。町の障がい福祉の方針は、放課後等デイサービスを町内に設置しないことや、一部の公共施設の玄関に手すりがないことでも分かります。障がい福祉行政をどのように考えているか、町長にお聞きします。

3. 行政バスを更新し、スポーツ少年団等に貸出しできませんか。

行政バスの更新と活用について。

現在の行政バスがかなり古くなっていますが、買換え時期はいつですか。その際、公用車の運用について変更ができませんか。子ども・子育て世帯の親にとって子供がスポーツに打ち込む姿は、うれしくもあり頼もしくもあります。スポーツ少年団に参加させている親さんからは、遠征費が足りない、町の行政バスを使わせてくださいとの声が届きました。

そこで、お聞きしますが、県内でスポーツ少年団に行政バスを利用させているまちはどのくらいですか。町で激励金とは別に遠征費を負担できませんか。子育て世帯に援助しないと人口は増えないのではないですか。町長にお聞きします。

4. 警報時の休校決定、なぜ前日に出せないのですか。

新年度における小・中学校休校体制について。

昨年、警報時の小・中学校の休校について、町民の方から台風時の休校について、近隣の自治体では前日に休校の決定だが町はなぜ当日決定なのか、おかしいとの声が届きました。子供の学業を優先したら当日決定が正しいかもしれませんが、親が会社勤めだと当日欠勤は勤務先に迷惑をかけます。天気予報が近隣自治体と違うんですか。また、当日休校の際、保護者に対する連絡が遅くて、小学校から遠い児童は既に家を出て登校中であり、慌てて保護者が児童を探して家に連れて帰ったことがあったそうです。ぎりぎりの判断は保護者には大迷惑です。新年度はどのようにされますか。教育長にお聞きします。

5. フレンドスペースにじは、どのように運用されますか。

不登校対策の方針について。

町教育大綱・教育振興基本計画では、不登校に関して不登校の兆候がある児童・生徒の居場所として、フレンドスペース（校内外教育センター）の整備など多様な学びの場

を確保するとともに、学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援ができるよう環境整備に努めますとあります。児童・生徒、そして保護者は、不登校になる前にSOSを出しています。早くそれに気づくことが大切です。

フレンドスペースにじについて、保護者の皆さんに説明会をされましたか。また、令和7年度後期教育活動評価アンケートでは、子供は学校に行くのが楽しいと言っているという項目で、前期は89.1%が後期は86.2%と数字が落ちた小学校がありますが、どのように捉えてみえますか。教育長にお聞きします。

6. 健康が第一です。膵臓がん検診を実施してください。

膵臓がん検診の新設について。

現在、町では胃がん、大腸がんなど6つのがん検診がありますが、5年生存率の極めて低い一番怖いがんと言われている膵臓がん検診がありません。早期発見が難しく、進行が早い膵臓がんの検診をすべきではありませんか。町長にお聞きします。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

おはようございます。

一般質問ということで順次答弁させていただきます。

それでは、まず1点目、防災拠点の管理と活用についてお答えをいたします。

防災拠点の職員配置につきましては、以前の答弁で申し上げましたとおり、維持管理コストや現行の職員定数及び防犯カメラ等の監視による管理体制を総合的に判断し、平時は無人の運用を基本と考えております。ただし、職員の常駐はいたしません。老朽化した点在する水防倉庫にある水防資機材の集約を行ったり、消防団や水防監視員などによる訓練や資機材点検など随時利用し、関係者の出入りを頻繁にすることで防犯性の向上を高めてまいります。

次に、福東輪中土地改良区やシルバー人材センター、デマンドバス予約センターなどの団体の移転による活用の御提案につきましては、各団体の利用者の利便性や業務運営上の動線確保などの点から、現時点では防災拠点への移転は希望しない旨の意向を得ております。

今後、施設の本格稼働へ向けまして地域防災力の向上に資する施設となるよう、適切な管理と運用に努めてまいります。

なお、現在進めております町民センターの改修事業につきましては、現在の庁舎が抱える窓口業務の円滑化や執務スペースの最適化のため行ったもので、今後の窓口サービスの向上につながるものと認識しております。

次に2点目、障がい福祉行政の在り方についてお答えをいたします。

まずもって12月議会での当分の間採用しないという旨の答弁により、就労を希望され

る方々に誤解や不安を与えてしまったことにつきましては、おわびを申し上げます。

職員採用における障がい者活用推進計画は、単に法定雇用率の達成のみを目的とするものではなく、障がいを持つ方がその特性を生かし意欲を持って働ける職場環境を整備するための指針であり、今後はこうした考えを基本に、組織の状況を鑑みつつ継続的な採用の在り方について検討してまいります。

また今回、公共施設の一部の玄関に手すりがないということで担当課が確認しましたところ、仁木と福東のコミュニティ防災センターの玄関に手すりがないということが判明いたしましたので、早急に対応させていただきます。

私は常々、障がいのあるなしに関わらず、全ての町民が互いの個性を尊重し、支え合える社会の実現が本町の福祉行政の根幹であると考えております。今後も議員御指摘の現地の声に向けたアンテナを高くし、当事者や御家族のニーズに寄り添った施策に全力で取り組んでまいります。

次に、行政バスの更新と活用についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在使用しております車両は購入後25年経過し、老朽化が進行していることから令和8年度更新する予定でありますが、今回の更新を機に行政バスの運用を抜本的に見直したいと考えております。

今回、スポーツ少年団の行政バス利用について県内の18町に確認しましたところ、11町がスポーツ少年団に貸し出している、または貸出しを予定しているとのことで、今後、当町におきましても同様の対応ができるものと考えております。

一方で、スポーツ少年団の遠征には、その人数や運行距離、宿泊の有無など様々な形態があるほか、安全管理と責任、運行体制などの課題がありますので、新車両の貸出し及び遠征に対する公費負担を行うに当たっては、適切な基準を設けた上で運用していくこととしております。

6つ目の御質問、膵臓がん検診の実施についてお答えをいたします。

当町では、現在がん検診として国が推奨します対策型検診である胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん及び肺がんの5大がんに加えて前立腺がんの合計6項目を実施しております。

膵臓がん検診につきましては当町では実施をしておりますが、他の市町村では独自に検査を実施もしくは検査費用の一部を助成する動きが出始めております。この検査方法としまして、腹部超音波、いわゆるエコーですね、腫瘍マーカー（血液検査）、超音波内視鏡及びMRIなどが上げられますが、これらの検査方法につきましては、町内の医療機関においてどの検査が実施可能で、どの検査で他の医療機関や検査センターなどの協力が必要なのかを検討する必要があります。検診の実施につきましては、まずもって安八郡医師会と協議しなければならないと考えております。

いずれにしましても膵臓がんは初期症状が乏しく、発見されたときには進行している

ケースが多い極めて予後の難しいがんであると言われており、その対策は町民皆様の健康寿命を延ばす上でも重要な課題の一つであると考えておりますので、町民の皆様の命を守る選択肢を増やすべく、検診の実施や助成制度の創設に向けて検討してまいります。

○議長

増田浩志教育長。

○増田浩志教育長

田中実議員の4つ目の御質問、新年度における小・中学校の休校体制についてお答えいたします。

「気象警報等の発表時における休業及び登下校について」という文章を年度当初に全児童・生徒に配付し、保護者へも周知しております。これには気象警報が午前8時まで解除された場合は、解除後2時間をめどに登校し、給食あり。8時から10時まで解除された場合は、自宅で昼食を済ませ13時半までに登校。11時以降に解除された場合は臨時休校と記載しております。しかし、午後から2時間だけの授業のために登校させる意味はあるのかという声や、給食提供の時間を確保することが難しくなること、また通学路の安全確保などの面から、今年度途中から午前6時の時点で気象警報が発表されている場合は臨時休校とすることに変更いたしました。

御存じのように、気象警報は市町村単位で発表されます。発表時期は自治体によって様々であり、隣接市町であっても同時に発表されるとは限りません。輪之内町に発表される時期や解除予想時期については、岐阜气象台に直接問い合わせ随時確認して判断しており、前日に休校判断できる場合もできない場合もあります。

新年度も今年度同様に、収集した各種情報を基に、できる限り早期に判断し、連絡ツール「スマート連絡帳」を通じて全保護者へ周知していきます。

5つ目の御質問、不登校対策の方針についてお答えいたします。

議会初日に町長が申しましたように、フレンドスペースには令和8年度に開設することにしており、今年度後半を暫定的運用期間と位置づけています。これまで参集による説明会は実施していませんが、代わりにの周知方法として、役場並びに教育委員会ホームページに概要を掲載しております。また、今月2日には連絡ツール「スマート連絡帳」を活用して全保護者に周知いたしました。

現在、不登校ぎみの児童・生徒の保護者には、教育委員会内の心の相談員が直接周知、説明をいたしました。これによって利用に関する複数件の相談を受けているのが現状で、新年度を迎える準備を進めております。

2点目の数値の落ち込みについては、各学校では前期終了時の教育活動評価を基にして後期の取組の重点を決めて活動しております。小学校においてはアンケート対象の母数が少ないため、数人の評価の違いで数%の違いが生まれます。

現在、各学校では後期の評価結果の分析をして来年度の重点等を検討しているところ

でございます。どの子ども学校へ行くのが楽しいと答えられるように、一人一人を大切に
した取組をさらに充実させていきます。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

それでは、第2質問をさせていただきます。

現在、町民の皆さんは物価高騰に苦しみ、公共料金の値上げも予定されております。
議会としては、これまで以上に税金の無駄遣いに目を光らせていきたいと決意して質問
をさせていただきます。

私の質問の趣旨は、4億8,400万円の施設を使わないともったいない、税金の無駄遣
いの1点でございます。もし防災拠点の利用を住民投票すれば、多くの住民は4億
8,400万円の税金を有効に使えと、職員を配置しよというように多数の投票があると私
は思っております。

役場の総務危機管理課を防災拠点に移転してはどうでしょうか。使わなくても電気、
水道、下水道の基本料金はかかりますし、機械の点検費もかかります。今、大地震が起
きて役場が崩壊して人的被害が出れば、防災拠点が被災せずに、職員がいて書類があっ
て無傷であれば、直ちに第2の役場としてその日のうちに起動できます。

それでは、お聞きします。

総務危機管理課長にお聞きします。

電気、水道の光熱費は幾らを予定していますか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

防災拠点における光熱水費でございますが、令和8年度は247万3,000円の予算を計上
させていただきます。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

総務危機管理課長にお聞きします。

防災拠点の備品と消耗品の金額は幾らですか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

まず令和8年度の予算でございますが、備品購入費といたしまして615万4,000円、消耗品といたしまして10万円を計上いたしております。

(1番議員挙手)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

非常食の消耗品は幾らですか。総務危機管理課長にお聞きします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

防災備蓄用の消耗品といたしまして約400万円ほどを見込んでおります。

(1番議員挙手)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

1,000万を超える財産が4億8,000万とほかにあるということは、町民が聞いたらびっくりすると思います。

そこで、総務危機管理課長にお聞きします。

輪之内町公共施設等総合管理計画を読まれたことがありますか、端的にお答えください。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

詳しい内容までは確認しておりません。

(1番議員挙手)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

総務危機管理課長にお聞きします。

行政手法として民間移管や指定管理という制度がありますが、どういう意味でしょうか、教えてください。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

委託でございますので、行政で賄われない業務等を民間等に業務委託して賄っていた

だくことになると思います。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

この質問について、最後に1点お聞きします。

結局、防災拠点が無人なのは、町民の財産を大切にすることや災害時の危機管理よりも職員が役場から離れたところに行きたくないという甘えと、同じところに仲間がいるからという安心感と利便性だけでしょう。それなら、ふれあいセンターの職員を役場に配置転換すべきではありませんか。総務危機管理課長にお聞きします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

現在、ふれあいセンターでは、そこでその施設を活用した事業が職員によって遂行されております。役場庁舎にふれあいセンターの職員を持ってくるというのは、現在の運用が効率的と思われまますので、現時点ではそのようなことは考えておりません。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

この問題につきましては、またという機会で、障がい福祉行政について質問させていただきます。

田中実議員は、毎回障がい福祉についてなぜ質問をしつこくするのであろうと思う方も見えると思います。私は以前、障がい福祉事業所を管轄する事務所に勤務しておりました。障がい者の皆さんと毎日触れ合いしていた。その無限の才能と可能性を感じたからなんです。何としても健常者と障がい者が共に暮らせる社会をつくると心に決めたからです。それで町会議員になったんですよ。

3月に新聞で、養老町で放課後デイサービスが開設されたことが大きく報道されました。今まで西濃地方2市9町で放課後デイサービスがないのは養老町と輪之内とって町は安心していましたが、養老町はその間研究されたようで、最も難しい重度障がい者施設を受け入れられました。輪之内町は同時期、私の提案を無視し、無策で時だけが過ぎました。放課後デイサービスを他のまちの施設を利用させてくださいと叫んでいるのは輪之内町のみで、周りの市町村はそれを冷ややかな目で見ているんじゃないですか。ちゃんと障がい福祉部門に専門知識のある職員を配置してください。トップが理解でき

なくても専門知識を持った職員が説得すれば、その重要性を気づくんじゃないですか。専門の職員を配置してください、知識のある。

12月議会で障がい者採用について質問したら、それは職員採用のマッチングもありますという答弁でした。その後、どのように職員マッチングを点検されたか、その結果とマッチングの際の不都合について教えてください。福祉介護課長にお聞きします。

○議長

中島広美福祉介護課長。

○中島広美福祉介護課長

障がい福祉行政につきましては、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活し、社会の一員として自分らしく暮らしていくことができるように支援していくことが基本であると考えておりますので、相談支援を中心に関係機関と連携しながら、一人一人の状況に応じた障がい福祉サービスにつなげていくことが行政の役割であるというふうに認識しております。

今後におきましても、必要な支援が適切に提供されるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

お聞きしてマッチングの点検がしていないということが分かりましたので、それ以上は言いません。

町の障がい者生活相談員の選任と生活相談員認定講座の受講について、どのようになっているか、総務危機管理課長にお聞きします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

障がい者職業生活相談員につきましては、5月に受講資格取得における申込みが行われますので、令和8年5月に受講申込みをして、速やかに取得するよう進めてまいります。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

障がい者の職員を採用して1年も相談員がいない、これは普通で感じて聞いてください。普通で感じて、子供が小学校に上がってクラス担当の先生が1年間いなか

った、もしくは自動車学校に入校した教官の先生が運転免許証を持っていなかったら皆さんどう思われる。障がい者の職員さん、相談する場所は職場であると思います。普通の相談、世間話なら。専門的な相談をしようと思ったら相談員がいませんでした。議会で追及された。早速5月で、早速5月ではないでしょう。本当を言ったら去年の5月でしょうということで、これは少し悲しいなと思います。

やはり職員が専門知識がない職員ばかりだと、こんな事態になるのかなと私は憂慮しています。

そこで、もう一つ、この問題の最後にお聞きします。

町の考えている障がい福祉の自立支援とは、サービスばかり提供すればよいと思われているのか、その辺をお聞きしたいと思います。福祉介護課長にお聞きします。

○議長

中島広美福祉介護課長。

○福祉介護課長

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら必要な支援につなげていくことは行政の責務であると考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

次に、公用車に移ります。

公用車は委員会でも聞きました。1,300万円という大変なバスだと分かりました。1年に今の行政バスは何回使われたかということをお聞きしたいと思います。総務危機管理課長。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

昨年実績でございますが、64回の使用でございます。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

過去は取り返すことができません。だから、過去について64回やったということについては何も言いません。でも、残りの290日は役場の車庫に遊んでおったということでしょう。1,300万円のバス、徹底的に使って、子ども会やら、子ども会というのはスポーツ少年団ですが、各種団体にできるだけ使っていただきたいということで、このこと

については質問を終わらせていただきます。

次に、臨時休校についてお聞きします。

これも教育長さんにお聞きするんですが、何か、次のフレンドスペースの際もそうでしたが、何か、さすが先生です。文書を配れば分かったら、分かる人ばかりいるんですか、町民で。文書をもらっただけで分かるんですか、本当に。スマート連絡帳は、台風の休校の際、何時に保護者に連絡が行く予定となっておりますか。教育長にお聞きします。

○議長

増田浩志教育長。

○教育長

御質問ありがとうございます。

基本的に警報が出た場合は、その時点で登校を待機するということになっておりますので、急遽変更があった場合には、その都度、スマート連絡帳を通じて連絡させていただいております。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

このことについては最後にもう一つだけお聞きします。

台風の際の休校の決定は、教育長さん、校長先生、また輪之内に見えて判断されておられるのか、テレビニュースを見て判断されてみえるのか、どちらですか。

○議長

増田浩志教育長。

○教育長

私と教育課の主幹、それから主任指導主事、3人が事務室に集合しまして判断して、各学校に校長には連絡、それからスマート連絡帳を通じて全保護者に連絡をしております。参集して判断しております。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

この問題につきましては、教育長さんが輪之内に来てみえて判断しておるということでありましたら何も言いません。教育長さんが現場で見られたということであれば、それは尊重させていただきます。

次に、フレンドスペースについてお聞きします。

令和5年、文部科学省の通達、国の不登校対策、いわゆるCOCOLOプランが発表

されました。子供と保護者に対して緊急の声明も発表されました。

不登校児童・生徒全ての学びやを確保するために、学校内に教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置をするというふうに国は全国の学校津々浦々に連絡をしたはずですよ。はずですよ。なぜ文部科学省の通達に違反して、町は学校でなく文化会館に設置したのか。誰の判断だったんですか、教育長にお聞きします。

○議長

増田浩志教育長。

○教育長

校内のサポートルームにつきましては、それぞれの学校の空き教室等の実情に応じまして設置を進めているところでございます。校外のサポートルームにつきましては、私の判断で文化会館内に設置するというふうに決めました。以上でございます。

（1 番議員挙手）

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

ということは、スペシャルサポートルームは、国の指導どおり令和8年に輪之内町にできるということでしょうか。

○議長

増田浩志教育長。

○教育長

はい、そのとおりでございます。

（1 番議員挙手）

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

放課後デイサービスについて、町の方針は他町の施設を使うということです。なぜフレンドスペースは他町の施設を使わないんですか。町の方針に違反していませんか。誰の判断ですか、教育長にお聞きします。

○議長

増田浩志教育長。

○教育長

ただいまの御質問は、にじの設置についてということでしょうか。
にじの設置については私の判断でございます。

（1 番議員挙手）

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

教育長さんの判断だということでしたらお聞きします。

放課後デイサービスの利用の多数の児童・生徒が他町の施設を利用してみえます。誰も今のところ一人も利用していないフレンドスペースは、財源のあるなしに関わらず町単独でつくる。元教師として、教え子の児童・生徒の置かれた境遇の差を見てどのような感想を持たれるか。感想でいいです。感想をお聞きしたいです。

○議長

増田浩志教育長。

○教育長

感想ということですので率直にお答えしますと、どの子にも一人一人学びを保障するという面からは多少違いが出ているのかなあというふうに思っておりますが、サポートしていく面を考えると、現在の輪之内町内の、あるいは教育委員会内のメンバーで考えると、にじのほうの不登校対策に関しては対応できるかなあという思いもありまして、そのように進めさせていただいております。

放課後デイサービスについては、プロポーザル等でいろいろお願いはしておりますけれども、なかなかサポート面が十分に整わないということですので、まだそこまで至っていないということですので、何とかしたいなというふうには考えております。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

放課後デイとちょっと放課後児童クラブと勘違いされているようですので、これについては言いませんが、フレンドスペースにじを文化会館に設置するということですが、なぜ自由に図書館や児童センターやふれあいセンターや野外学習など、学びやをもっと明るい場所に設定できなかつたんですか、ちょっと人目につかないところに設定しているようですけど。広く子供はどこでヒントを得るか分からないんですから、多くの場所を選定するという考えはなかつたんですか、お聞きします。教育長にお聞きします。

○議長

増田浩志教育長。

○教育長

不登校ぎみの児童・生徒の方の大半は、なかなか人目を気にするところがありますので、オープンな場所を好まないということもございましたので、現在の場所を設定しました。

今後、学習が進んでいくにつれて外部とのいろいろな関わりが必要と思われてれば、議員さん御指摘のとおりの方も活用していきたいなというふうに考えております。

(1番議員挙手)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

膵臓がん検診ですが、やはり検診をすれば医療費が安く済みますので、今後とも健康行政に推進をしていただくようよろしくお願いします。以上です。

○議長

では、続きまして4番 浅野重行議員。

○4番 浅野重行議員

議長のお許しをいただきましたので、物価高騰による独り暮らし高齢者の対策について質問します。

物価高騰は2024年から2025年にかけて、日本の家計や企業に深刻な影響を与えています。主な原因は、円安、原材料・資源価格の高騰、物流コストの増加などです。食料品やエネルギー価格を中心に上昇が続いています。

年金収入を主な生活基盤とする独り暮らし高齢者の方からは、切り詰められるところは既に限界であるとの切実な声が寄せられています。特に住民税非課税世帯など低所得者の高齢者にとっては、僅かな負担増が医療や食事の低下につながり健康悪化が孤立を招くおそれがあります。

独り暮らし高齢者の生活支援をどのように把握してみえるのか、また物価高騰対策として給付金や光熱費の補助、食事の応援、見守り体制などの具体的な支援策、さらには地域支援センター等の連携した相談体制の強化や情報が届きにくいと思われる独り暮らし高齢者への周知徹底について、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

独り暮らし高齢者対策についてお答えをいたします。

物価高騰が続く中、とりわけ年金収入を主な生活基盤とする独り暮らし高齢者の生活への影響は大きいものと認識しております。町では地域包括支援センターを核として、地域の関係機関やボランティア団体等と情報共有を図りながら、支援が必要な高齢者の早期発見と適切な対応に努めております。

具体的には、地域包括支援センターや社会福祉協議会、居宅介護支援事業所による訪問活動をはじめ、生活支援ボランティア団体による見守りや生活支援、民生委員による見守り活動を実施しております。

さらに、給食や新聞配達等の民間事業者との見守り協定を活用し、地域における重層的な見守り体制を構築しております。

こうした取組を通じ、町が司令塔の役割を果たしながら多機関が連携し、独り暮らし高齢者の生活状況の把握に努めております。

物価高騰への対応としましては、国の交付金を活用し、住民を対象に1人当たり8,000円の給付を行い、光熱費や食費の負担軽減を図っているところでございます。

また、支援制度の情報が届きにくい独り暮らしの高齢者に対しましては、広報紙や町ホームページによる周知に加え、民生委員やケアマネジャーなど専門職を通じた案内、地域包括支援センターでの相談対応など、対面での周知にも努めております。

今後も関係機関と連携しながら、実態把握に基づいた迅速かつきめ細かな支援により、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組んでまいります。

(4番議員挙手)

○議長

4番 浅野重行議員。

○浅野重行議員

御答弁ありがとうございました。

先ほど町長のほうから国の交付金で物価高騰対策を進めていると言われましたが、これは物価高騰対策ということで高齢者だけではありません。町民全てが物価高騰対策ということで掲げてみえますので、これはちょっと独り暮らし高齢者の物価高騰対策にはちょっと、多少はそれはあるんですけども、少しおかしいかなと思います。

それと、福祉介護課長にお伺いします。

現在、独り暮らし高齢者は何人見えますか。また、委員会でも説明がありましたけれども、食事の配食サービスは行われていないということですが、この点についてもちょっとお願いします。

○議長

中島広美福祉介護課長。

○福祉介護課長

独り暮らし高齢者の人数につきましては、把握の方法や定義によって数値が異なってくるというふうに考えております。例えば住民基本台帳で世帯構成から抽出した75歳以上の単身世帯は、2月1日現在で209人となっております。一方で、この中では施設入所されている方や同一敷地内で家族と生活されている世帯分離の方ということで、実態としてはちょっと独居とは言い難いケースも含まれておりますので、そういったような方を民生委員さんや社会福祉協議会と連携して、生活実態を把握した上で見守りの対象となる方を整理させていただいております。その上で独居老人というふうに判断される方が約60人と見ております。以上です。

給食サービスの関係でございますが、町として特に補助を行う形での事業は実施しておりません。ですが、高齢者の食の確保や安否確認の重要性というものは認識しておりますので、地域包括センターや民生委員さんなどが状況把握に努める中で、必要に応じて民間サービスの情報提供や関係機関につなぐなどの対応を行っております。

今後につきましても高齢者の生活実態を踏まえながら、どのような支援が有効であるかというのを研究してまいりたいと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長

4番 浅野重行議員。

○浅野重行議員

常任委員会の中で課長さんが言われましたけれども、民間業者に委託してはということであれですけれども、質問の中では、課題ではあるが、できることはやっていくとのことでした。

また町長も高齢者施策を大事にやっていくと言われましたので、配食サービス、民間業者に委託などをしてやっていただければと思います。

私ごとですけれども、某スーパーでカツ丼を買いに行きましたけれども、カツ丼がパックで300円です。かなり安いですので、そういうようなところも検討しながらやっていただきたいと思います。

それで、独り暮らし高齢者に対して商品券の配付は考えてみますか。

また、物価上昇の中で医療費も1割から2割になり、介護サービスについてもかかった費用の1割から3割が自己負担となって利用控えがあるのではと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長

中島広美福祉介護課長。

○福祉介護課長

独り暮らし高齢者への商品券の配付ということでございますが、現在のところ特定の対象者に限定した形での実施は考えておりません。町といたしましては、今後につきましても国や県の動向を注視しながら、町民生活への影響を踏まえて必要な支援について検討してまいりたいと思います。

それから医療・介護サービスの利用控えについてということでございますが、そちらの利用控えということにつきましては、現時点では顕著な報告は受けておりません。経済的な理由で必要なサービスを断念するということがないように、高齢介護サービス費などの既存の減免制度や交付金について、地域包括支援センターやケアマネジャーなど関係機関と連携しながら丁寧に周知・助言を行ってまいりたいと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長

4番 浅野重行議員。

○浅野重行議員

将来の子供や若者世代には手当てがありますが、高齢者には手当てがないので、商品券とか医療費の補助があればと思いますので考えていただきたいと思います。

次に、物価高は心理的不安も増大すると思いますが、民生委員や地域包括支援センターとの連携強化についても説明がありましたが、社会福祉協議会の中に生活支援コーディネーターがいて、地域の困り事、買物見守り、町長の説明でもありましたけれども、新聞配達等の方とか、そういった方が見守りをするということでありましたが、民生委員と連携を図り、ぜひ実施していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長

続きまして、3番 林日出雄議員。

○3番 林 日出雄議員

皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、昨年の12月議会に引き続き、健康寿命の延伸について質問をさせていただきます。

輪之内町の広大な田園や輪中堤、四季折々の風景を自然ジムという新たな視点で捉え直し、町そのものが巨大なトレーニング施設であるというコンセプトをマップに落とし込み、町民の皆様が楽しみながら健康寿命を延ばせる環境を整えていきたいと考えております。

2024年の国民文化祭を機に再発見された地域の隠れた名所、地域の推しを自らの足で探し当てるハンドマップの要素を盛り込み、歩く楽しさを通じて、住民一人一人が我がまちにはこんなすばらしい宝があるという地域への誇りを深めるきっかけにしていきたいと考えています。

また、このマップが一時的な配布物に終わることのないように、デジタル技術との連携や町外からの誘客、日常的な交流を促す持続可能なツールとして機能し続け、誰もが誇りを持って健やかに暮らせる輪中文化の継承に向けた取組にしていきたいと思います。そんな輪中ウォーキングマップをつくってみてはいかがでしょうか。町長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

健康寿命の延伸についてお答えをいたします。

御提案のありました町そのものが巨大なトレーニング施設であるという自然ジムの視

点につきましては、本町の豊かな田園風景や輪中堤という歴史的遺産を現代の健康課題と結びつけた非常にユニークな発想と受け止めております。

本町では、これまでも町民の皆様の健康増進に取り組んでまいりましたが、単なる運動の推奨にとどまらず、そこに楽しみや地域の再発見という付加価値を加えることは、運動を日常化させる上での重要な要素となるとともに、地域の推しを自らの足で巡ることは、健康づくりと同時に我がまちへの誇り、いわゆるシビックプライドを育む絶好の機会にもなります。

また、デジタル技術の活用は、この取組を一時的なものに終わらせないための重要なツールになると考えております。例えばスマートフォンのアプリを活用し、歩数に応じた健康ポイントの付与、観光スポットでのデジタルスタンプラリー、さらにはSNSでの情報発信などを組み合わせることで、町外からの誘客や多世代にわたる日常的な交流を生み出すツールとしての活用が期待されるところでございます。

町といたしましては、この輪中ウォーキングマップを単なる地図ではなく、輪中文化の継承と健やかな暮らしをつなぐ持続可能なプラットフォームとして捉え、どのような形での具現化が可能か検討を進めてまいります。

(3番議員挙手)

○議長

3番 林日出雄議員。

○林 日出雄議員

大変前向きな御答弁ありがとうございました。

今回の輪中ウォーキングマップを提案した第一の目的は、輪之内町全体を安心して歩きたいという思いがありました。皆さんも自分の住んでいる地域はある程度安心して歩けると思いますが、他の地域は車では通ったことがあると思いますが、いざ歩こうとすると地形も分からない箇所が多く、安心して歩けないと思えます。そこで、マップをつくることで安心して歩くことができると思っております。

そんな中、以前、商工会で作成したマップがあることを知り、情報を集め拝見しましたら、町の細かな魅力が網羅された非常にクオリティーの高いものでした。現在は使われておりませんが、再質問の参考資料として用意させていただきました。皆さん、ちょっと御覧いただきたいと思えます。

そこで、担当課長に再質問をさせていただきます。

この完成度の高い観光マップの情報資源を生かし、町内を安心して歩ける輪中ウォーキングマップとして活用できないでしょうか。健康こども課長にお願いします。

○議長

菱田靖雄健康こども課長。

○菱田靖雄調整監兼健康こども課長

当町は、これまで観光スポットを中心とした観光マップ、まさに今、議員さんから紹介があったものですね、こういったものは備えておりますが、これはどうぞ見てください、見てほしいというのがその目的になっておりますが、ここに歩く人、いろんな体調の方がいらっしゃいます。ですので、トイレの近い人であればトイレがある場所が分かるとか、体調があまり優れない人であれば駆け込み場所となりますコンビニエンスストアとか公共施設、それから場合によってはAED、そういった場所もこの地図に落とし込むことで健康マップが作れるかなというふうに思いました。以上です。

(3番議員挙手)

○議長

3番 林日出雄議員。

○林 日出雄議員

私もこのマップを拝見させていただきまして、これは本当に素晴らしいマップをつくられましたもので、やっぱりこういうものをしっかり利用しながら輪中ウォーキングマップのほうに盛り込んでいくことが非常に安くできるかなと思いますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

それからもう一つ紹介をさせていただきます。

これが愛知県の大府市さんが作られた手のひらサイズのハンドマップを御紹介したいと思います。

これが現物になります。

ちょっと皆さんにはちょっと配付できませんが、内容的には1ページから2ページがウォーキングコース全体図が一応書かれております。3ページからずうっと各コースの詳細図があります。コースは全部で10コースつくられています。最後にウォーキングについてということで、ウォーキング前のセルフチェックから始まり、靴の選び方、靴の履き方、水分補給について、ウォーキングの正しい姿勢、0次予防について、あとAEDの設置箇所といったきめ細やかな説明が記載されています。

ここでまた健康こども課長に再質問させていただきます。

当町においても、このように手軽に持ち運べるハンドマップを検討してみたいかでしょうか。

○議長

菱田靖雄健康こども課長。

○調整監兼健康こども課長

そうですね、健康マップをつくる際には持ち運びに便利なハンドブックですか、そういったものも視野に入れて取り組んでいきたいと思います。

(3番議員挙手)

○議長

3番 林日出雄議員。

○林 日出雄議員

御答弁ありがとうございます。

これはちょっと町長のほうにちょっと御答弁いただきたいんですけど、町では健康寿命の延伸に向けて様々な取組が行われておりますが、その施策の性質によって担当課が細分化されています。例えば、前回質問した健康マージャンは福祉介護課のほうで答弁をつくられました。今回のウォーキングマップは健康こども課といった具合でやっております。

岐阜県では令和8年度より、新たに健康推進課を設置して健康寿命の延伸を統括して対応する体制を整えています。輪之内町においても統括して対応する体制づくりがこれからは必要になってくるのかなと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

林議員からの非常に前向きな御提案をいただきました。

本当に健康というのは、私どももこの年になると、いよいよ健康の大切さというのを感じるところでございまして、私自身も比較的休みとか、まさに今回のこのウォーキングも力を入れておりまして、例えば東京へ出張したときなんかは駅から市町村会館まで早めに行って三、四十分歩くようにしているんですけども、なかなかいろいろ一緒にやるはやるで、またこれが意外と多少不便なところもありまして、やっぱり餅は餅屋で、こういう分野は健康やと、こっちは観光やと、こっちは福祉やと、こっちは教育委員会やというような、一緒の健康をテーマに一つの新たな組織をつくるかどうかは、今実際にあえて健康こども課ということで、おとしまでの福祉課を健康こども課ということで健康という名前をあえて課につけさせていただいておりますので、何といたしまして町民の皆さんに健康になっていただいて、少しでも医療費を節減したいという本当に切実な思いもございまして、今回のこの御提案は先ほど答弁させていただいた方向で、また検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長

3番 林日出雄議員。

○林 日出雄議員

大変前向きな御答弁ありがとうございます。

県の動向を見ていただきながら、また検討をしていただきたいと思っております。

今回の質問は、歩くことをテーマとして輪中ウォーキングマップの提案をさせていただきました。質問でも書きましたが、輪之内町の地域の推しや輪中文化といった独自の

魅力を盛り込むことで、ただの歩行ルートではなく、歩くたびに町の歴史や文化を再発見できるストーリーのあるウォーキングマップにしていきたいと思っています。

現在、輪之内町における誘客は、森のわくわくの庭とアポロスタジアムの2か所しかありません。将来このウォーキングマップが町外からの誘客につながることを期待いたしまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長

次に、2番 大橋慶裕議員。

○2番 大橋慶裕議員

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

次世代につなぐ農業行政について。

国は農業の構造転換を通して食料安全保障の確保を目標に掲げ、初動5年間、令和7年度から令和11年度を農業構造転換集中対策期間と位置づけています。令和7年4月に作成された食料・農業・農村基本計画では、農地の大区画化、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約など、令和7年9月に策定された土地改良長期計画では、基盤整備による生産コストの低減、農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保などの目標が設定されました。

持続可能な農業に向けて3項目質問させていただきます。

1. 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化について。

地域計画の対象農地961.9ヘクタールのうち（計画前、令和5年3月時点の集積率の69.8%から令和8年3月時点で集積率78.6%）756.3ヘクタールが担い手に集積され、農地利用が適切に進んでいます。計画地図を見ますと、来年度以降に集約が可能と思われる農地が見受けられます。集落営農連携促進等事業、集落営農の連携、合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや、その実現に向けた具体的な取組を総合的に支援する事業を積極的に活用すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

2つ目、県営経営体育成基盤整備事業についてお尋ねします。

現在着工中の四郷南部土地改良事業は令和12年3月完了予定ですが、ほ場整備率は町全体の48.7%です。まだ半分以上の地区が未整備にあり、水管理など大変苦勞しています。未整備地区の申請が提出されていると思いますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

3つ目、農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保について。

現在の用水は、昭和45年（1970年）からの福東地区県営かんがい排水事業により、揖斐川からの取水樋管改造、揚水機新設が計画実施され、排水路や排水機場の改良は、これに先立つ昭和37年度から7年間かけて実施されているようです。かんがい施設、用水路等は築50年以上経過し、老朽化している箇所が多く、今後修繕していかななくてはならない時期にきています。

土地改良法の改正により基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、国・県の発意による事業実施と土地改良区が更新に必要となる費用を積み立てることが可能になりました。賦課金（水利費）の見直しも含め、見解をお伺いいたします。

また、地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携して取り組んでいけるよう、土地改良区が連携管理保全計画、通称水土里ビジョンを作成することができる仕組みが創設されました。将来のかんがい施設等の保全計画実施について見解をお伺いいたします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

3点の御質問をいただきました。

まず1つ目の御質問、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化についてお答えをいたします。

町では地域農業の持続的な発展を図るため、農業委員会や農地中間管理機構など関係機関と連携し、担い手への農地集積を進めております。現在、主な担い手が35経営体で、個人の認定農業者が10、法人の認定農業者である集落営農組織が19、未法人の集落営農組織が4、認定新規就農者は2となっておりますが、将来的に輪之内の農業が安定した持続可能なものとなるためには、経営体間の連携、合併は不可避と考えております。

目標地図におきましては、今後集約が適当と考えられる農地も見受けられ、こうした農地につきましては関係者との合意形成を図りながら、担い手への集積・集約化を進めてまいります。

また、御提案の集落営農連携促進等事業は、集落営農組織の経営基盤強化や合併促進を図る有効な制度であると認識しております。

町内におきましても具体的な取組として、来年度予算に1つの集落営農組織が合併を前提とした機械導入経費補助の活用を予定されております。今後も集落営農組織の実情や関係者の意向を踏まえ、県や関係機関と連携しながら本事業の活用を検討してまいります。

次に、県営経営体育成基盤整備事業についてお答えをいたします。

現在、楡俣北部地区において実施されております整備事業は、令和9年3月に完了予定、四郷南部地区においても令和12年3月に完了予定で、県により計画的に整備が進められております。

ほ場整備は生産コストの低減を図る農地の大区画化や、農道、用排水路の整備を通じて農作業の効率化や担い手への農地集積を促進する重要な農業基盤整備でございます。

一方、議員御指摘のとおり未整備地区におきましては、水管理や作業効率の面で御苦労されている状況について町としても認識しております。

現在、未整備地区の中で要望書を県に提出済みは楡俣南部地区で、工期は令和11年度から16年度までの予定となっております。

そのほか、輪之内西部地区として福東北部、福東南部、福東新田、輪之内北部地区として里、南波、最後に四郷北部地区から町に対する要望はいただいておりますが、県との調整は行っておりません。

県の今後の事業採択方針は、財政が厳しく事業期間が延伸している状況のため、まずは継続地区の完了を最優先するとなっております。町といたしましては地元の合意形成を大切にしながら、未整備地区のは場整備が着実に進むよう県に対して要望を行ってまいります。

3点目の御質問、農業水利施設の持続的な機能確保についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本町の農業水利施設につきましては、現在では築50年以上を経過している施設も多く存在しており、老朽化への対応が大きな課題となっております。

こうした状況の中、最近の土地改良法改正により基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、国や県の指導による更新事業の実施や将来の更新費用に備えた積立制度の創設など、施設の長寿命化と計画的更新を進める仕組みが整えられたところでございます。

本町におきましても施設管理主体である福東輪中土地改良区や関係機関と連携し、施設の点検や修繕を計画的に実施するとともに、必要に応じて国・県の補助制度を活用しながら施設機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、施設更新に備えるための積立につきまして、昨年11月に開催された土地改良区総代会において施設更新積立計画が承認されており、来年度から積立を開始する予定と承知しております。

さらに、施設の維持管理に係る賦課金の在り方につきましては、施設の将来更新や土地改良区の運営にも関わる重要な課題であり、地域の農業者の理解を得ながら慎重に議論を進めていく必要があるものと考えております。

次に、土地改良区で策定できる連携管理保全計画、いわゆる水土里ビジョンについてお答えいたします。

農業水利施設は、単に営農を支えるだけでなく地域排水や生態系保全など多面的な機能を有しており、その保全は農業者のみならず地域社会全体にとって重要な意味を持っております。

この計画制度は、土地改良区、町、そして関係法人などが連携し、20年、30年先を見据えた施設の在り方を共有するものであります。

本町では、は場整備済みの農地が全体の半分程度となる中、どの施設を維持し、どの施設を集約していくのかという選択と集中の議論も今後重要になるものと考えております。

町といたしましては、土地改良区がこの水土里ビジョンを策定する際には行政が保有する都市計画や防災計画等の情報提供を行うとともに、関係機関との調整の場を設けるなど必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

(2番議員挙手)

○議長

2番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

農業の取り巻く環境ですけれども、ここ数年で町内の集落営農は農事組合法人など法人格を有する営農組織になってきております。また、税理士さんにお世話になるなど法人化により経営資源を持つようになってきております。また、中間管理機構（農地バンク）の利用により農地の事務的管理も大きく改善されたと感じております。

昭和の時代は専業農家の方が多くいらっしゃいましたが、平成、令和になり兼業農家や農地を営農等に預ける方が大多数になってきております。担い手である個人や団体の中心となって活躍されてきた方たちは高齢化してきており、将来が不安視されております。

農業従事者の減少と高齢化に対し、担い手の育成、確保が課題であります。そのためには所得の向上が必要であり、生産コストの低減、省人化、安定した経営が必要です。農地の集約による農地面積の拡大、ほ場整備によりスマート農業の活用、農業に欠かせない水の確保対策など、将来持続可能性のある農業には行政による支援の整備が必要です。

スマート農業、自動操舵トラクター、ドローンの活用、直播、稲を作らずにもみのまま田んぼにまくという方法ですけれども、の推進など、農地の集約化、大区画化による省人化、生産性向上による従業者の所得の向上につながると考えます。

農地振興課長にお尋ねしますけれども、スマート農業、私は、ほ場整備された地区であれば活用が利用でき、生産性の向上に必ずつながると思っておりますけれども、現在どのような状況でしょうか、教えてください。

○議長

西脇元彦農業振興課長。

○西脇元彦農業振興課長

現在、ほ場整備済みのところに関しては、こちらとしても積極的にスマート農機の推奨をして使っていただけるようお願いしているところでございます。以上です。

(2番議員挙手)

○議長

2番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

町長の答弁でもございましたけれども、農地の大区画化といいますか集約といいますか、そういうことに関してからすると、農業生産率が上がりまして生産性コストが下がるわけなんですけれども、御答弁にもありましたが、大体個人も含めて水稻に関しましては約30の形態が輪之内町はございます。それをどのように集約といいますか、合併、連携を考えてみるのか、農業振興課長にお尋ねいたします。

○議長

西脇元彦農業振興課長。

○農業振興課長

議員言われたそういう30ぐらいある集落営農に関しましては、今も松内地区等でやっております、やはり合併というのが一つの案というふうになっております。松内地区でも早ければ来年度中には合併が進むということで、合併が行われれば規模拡大ということで経営の拡大も広がり、売上げも上がり、雇用の確保ということも進んでいくと思いますので、現在はそのように考えております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長

2番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

農業水利施設の更新を計画的に進めるために、これから各関係機関と協議されていくと思われましても、地域の土地改良区と農地の担い手の方が一番実情を把握されていらっしゃると思いますので、現場の声を生かして計画実施していただきたい。

また、答弁では20年、30年先とおっしゃられましたけれども、やはり50年ぐらいの先を見据えた町の農政を考えて、慎重に、御答弁でもございましたけれども、将来を見据えたこともお願いしたいと思います。

最後に町長に御答弁をお願いしたいんですけども、これから。

農業の役割は、町長の答弁にもありましたが多面的な面がございまして、食料の安定供給、国土環境の保全、祭りや料理など地域の伝統文化とのつながり、資源循環の促進、食育や生物など教育の場など、農業は私たちの生活にいろいろな恵みをもたらす多面的機能があります。総合計画に「自然と住みやすさが共存でき、子どもがのびのびと育つまち」を将来像とし、実現するために「協働によるまちづくり」「しなやかなまちづくり」「誇りの持てるまちづくり」を基本理念としております。

輪之内町における農業の観点から、町長に一言お伺いしまして私の質問を終わります。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

輪之内町の農業について非常に熱い思いをいただきました。

輪之内町も最近、非常に企業さんとかも来ていただいて商工業のまちに少しずつ変わりつつありますけれども、やはり何といたしても輪之内町は、あくまでやっぱり農業中心のまちということは私の思いも全く変わっておりませんし、これからも一遍に都会になるわけでもないでしょうし、何とかそういう意味で、先ほど答弁させていただいた持続可能ですね、これを本当に確保していかないかんとということで、先ほど3つに分けて質問をいただきましたけれども、いずれも、まず農地の集積・集約、先ほど現在一つ進めているということですが、先ほど申しました35の経営主体があつて、ほぼほぼ1,000町歩35の経営体ということで、みんながみんな稲作ではないにしても、単純に割って1経営体30町歩ということで、世間的な常識から、世間的なという言い方は変かもしれないですけど、ある程度業界の常識からして、やっぱり30町歩でこれから未来永劫やっていけるかというのはこれは全く難しい話でして、集約・集積というのは必要になってくるのかなと。例えば今、機械の補助金なんかも35の経営体が全てのところがトラクターとコンバインと田植機とフルセットで持たないといけないのかなあというようなことも改めて考えながら、今までは御要望、申請があれば審査の上交付させていただいておりましたが、補助金出させてもらっていただきましたけれども、例えば共同購入、共同利用するところから優先的に採択をさせていただくとか、やっぱりそういう方向性というのは必要なんじゃないかなあというふうに思っております。

それから水利の関係、農業水利施設の関係も、先ほど慎重に検討が必要だという多少人ごとのような答弁をさせていただきましたけれども、今回水道の関係も値上げをお願いさせていただいておりますが、やっぱり用水なり水利施設もこれ、いずれは壊れますので、じゃあ壊れたときに誰が負担するんだということで、やっぱり基本的には農業関係者の方に負担いただくと。農業関係者もだんだん減ってくれば、やっぱりそれなりの今の水利費の賦課金の見直しというのは、全てが老朽化していく中で、これも不可避でなんではないかなあというふうに思っております。

そういう意味で、ある程度その関係の皆様方にも、やっぱり壊れたら、古くなったら壊れたら直してかないかんのやぞという、そういう意識をやっぱり皆さんに少しずつ持ってもらえるような説明をこれからしていく必要があるのかなと思っております。以上でございます。

○議長

暫時休憩いたします。10時55分より再開いたします。よろしく申し上げます。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番 浅野進議員。

○5番 浅野 進議員

それでは一般質問を行います。

水道料金の値上げは当分の間避けていただきたいということを町長に質問いたします。

昨今の異常な物価高騰は、住民の生活を脅かしております。今日のイラク情勢は、さらに物価高騰に拍車をかける状況です。日本の原油9割を中東から輸入しており、今後どれだけの物価高騰に影響を与えるか不透明です。車の燃費も当然のことながら値上がりすることでしょう。

先般、新聞報道では、この4月から食料品は600品目値上げになるとのことです。国内においては生活保護受給申請は、6年連続で増えているとの報道です。このような状況の中で水道料金を値上げしなければならないのか、物価が安定するまでの間、値上げを避けることはできないのでしょうか。

最近、地方自治体では物価高騰対策として、水道の基本料金を免除して住民の生活を支援する工夫も取られています。輪之内町の水道事業は、大変厳しい実情であることは十分承知しております。物価が安定するまで値上げしない方策をしていただきたいというような思いを持っております。町長に答弁をお願いします。以上です。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

浅野進議員の御質問、水道料金の値上げについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり昨今の物価高騰、特にエネルギー価格や食料品の値上げは、住民の皆様の生活に深刻な影響を及ぼしております。また、今回の中東情勢の不安定化による原油価格への波及などを鑑みますと、住民生活を支えるための支援策が極めて重要であるという点につきましては私も全く同感でございます。

その上で、本町の水道事業につきましては、全国の他の自治体同様、経営状況が大変厳しいものがございます。水道施設や管路の老朽化に伴う更新費用、さらには浄水過程における電気代や薬品費の高騰が経営を強く圧迫しております。

また、近年は全国各地で老朽化した水道管の破裂や漏水事故が発生しておりますが、本町におきましても布設から約50年近く経過している管路が存在しており、老朽化対策は喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、輪之内町としては約45年ぶりに料金改定を行うことといたしました。

今回の改定に当たりましては、町民生活への影響にも十分配慮しながら慎重に検討を重ねた結果、昨今の経済情勢を踏まえ基本料金は据え置くなど、できる限り負担の軽減に配慮させていただいた内容と認識しております。安全で安心な水を将来にわたって安価に供給し続けるべく、これまでも経営の効率化に努めてまいりましたが、持続可能な

水道事業を維持するための苦渋の決断として今回の措置に至ったところでございます。

昨年11月には町内全域で断水が発生し、町民の皆様に大変な御不便と御迷惑をおかけいたしました。改めておわびを申し上げたいと思います。その上で、水道が日常生活に欠かすことのできない基幹インフラであることを強く認識したところでございます。今回の経験を踏まえまして、今後は施設や管路の適切な更新や維持管理を進め、より一層安全で安定した給水に努めてまいりたいと考えております。

現在の厳しい経済情勢下での引上げは非常に心苦しいものではございますが、町といたしましては町民の皆様に値上げの趣旨を御理解いただけるよう、今後も水道事業の状況について丁寧な説明に努めてまいります。

(5番議員挙手)

○議長

5番 浅野進議員。

○浅野 進議員

終わります。

○議長

続きまして、9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

3月議会最後の質問者として引き続き質問いたします。

3月に入り気持ちのよい風が春の訪れを感じさせてくれます。我が家に1本ある濃いピンク色の河津桜が今や満開です。中江川沿いにある桜並木、ソメイヨシノも3月下旬には見頃を迎えるものと待ち遠しく感じられます。

今回は、少子化と人口減少対策、令和8年度の町長の熱い思いが詰まった事業について質問をさせていただきます。

最初に、少子化・人口減少対策について。

町外からの移住者を呼び込む事業とは。

1. その中の1として、住環境として建築補助金の増額、そのほかどうでしょうか。教育環境として、こども園統廃合検討事業基本計画をつくることに当たって町長の考え方は。学校の在り方検討委員会事業設置に向けて町長の考え方は。

小さい3といたしまして、特産品開発とふるさと納税返礼品について。

令和7年度のふるさと納税額は、県下42市町村のうち最下位の次、41番目でした。最下位のまちにおいては既に対策済みで、大きな成果を得てみえると聞いております。さきの議会の一般質問でもお尋ねをいたしました。今年度は絶対に前へ進めることの作戦をお聞かせいただきたいと思っております。

(2)令和8年度の目玉事業について。

多くの重要施策を発表されましたが、特に思い入れのある事業を二、三点、上げられ

るなら何でしょうか、お聞かせをください。以上、よろしく申し上げます。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

それでは、順次お答えをいたします。

1点目の町外からの移住者を呼び込む施策についてお答えをいたします。

議会初日の私の施政方針で、少子化とそれに伴う人口減少に歯止めがかからない状況にあると申し上げました。こうした状況を踏まえ、住宅の建設や取得をされた方に対する補助金として最高100万円まで支給、そのうち移住加算として1件当たり40万円とするスキームとさせていただいております。

住宅取得関連でのその他の補助メニューは特にございませんが、少子化対策と関連づけて包括的な対策として、出産祝い金の拡充で第3子以降の出産に対して50万円を支給するというを過日の新年度予算プレス発表した後に、管内市町村から、担当者レベルではありますが大きな反響があったと聞き及んでおります。

その他、継続事業としまして小学校就学等支援金支給事業、中学校就学等支援金支給事業、そして新たに学生のための予防接種費用助成事業、新生児マスキリーニング検査助成事業などを盛り込んでおります。これらは新たに住宅を取得しようとする若年層世代や子育て世代をターゲットにしており、移住を考えておられる方々に魅力ある施策をラインアップして、移住先として選んでいただくことが私たちの責務でございます。

課題といたしましては、こうしたよい取組をいかに知ってもらえるかであり、いろんな方から、輪之内町はいいことをやってもみんな知らないことが多いということをよく聞きます。ターゲットを絞り積極的な広報に努めることで、少しでも移住・定住に結びつけてまいります。

人口減対策は一朝一夕に解決できる課題ではありません。地道ながらも継続性のある施策を今後も展開してまいります。

次に、認定こども園の統合に向けた基本計画の策定に当たっての考え方についてお答えをいたします。

まずもって、こども園の統合は、単なる施設の集約ではなく、次代を担う子供たちに、より質の高い教育・保育環境を約束するための投資であると考えております。御質問の基本計画は、この3月におおむねまとまる予定の基本構想を受けて策定するもので、以下の2つの柱に重きを置いてまいります。

まず1つ目の柱は、多様な人間関係と社会性の育みでございます。

現在、少子化により各園でのクラス編成が小規模化しております。もちろん小規模ならではのよさもありますが、統合により適正な集団規模を確保することで、子供たちが多くの友達と触れ合い、競い合い、協力し合う経験を積み、社会性や協調性、思いやり

の心を育むことができる環境を整えてまいります。

もう一つの柱は、質の高い教育・保育の提供です。

統合により各園に分散している保育教諭の配置を最適化し、子供たちを見守る体制を強化いたします。複数の目があることで子供一人一人の特性や発達に合わせたよりきめ細かな指導が可能となってまいります。あわせて、保育教諭が子供たちと向き合う時間を物理的、精神的にしっかりと確保できる環境も整えてまいります。

いずれにしましても、こども園は本町の宝である子供たちが変化の激しい時代を生き抜く力を育むための土台を形成する場所です。したがって、基本計画の策定は、保護者や議員の皆様、現場の声に耳を傾けながら、本町にとって最適な学びと育ちの場となるよう進めてまいります。

次に、今後の学校の在り方検討委員会の設置につきましては、児童・生徒数の減少を踏まえ、子供たちに必要な教育環境をどのように確保していくべきかについて幅広く検討していただきたいと考えております。この検討委員会には各学校運営協議会の代表、こども園、小・中学校の保護者や地域の方に加え、町議会議員の代表の方にも御参加いただき、地域の実情を反映しつつ、自由な意見交換を行える会議を目指してまいります。

なお、先ほどのこども園につきましては、これまでのアンケート結果などを踏まえ、3園統合を前提とした計画策定としておりますが、小学校については現時点でその前提は全く持っておらず、委員会には完全なフリーハンドでの議論をお願いすることとし、できる限り合意形成を図った上で町への提言を取りまとめていただきたいと考えております。

続きまして3点目、特産品開発とふるさと納税返礼品についてお答えをいたします。

当町のふるさと納税の寄附額は、御案内のとおり年々減少傾向にある令和6年度の寄附額は県内ワースト2位という結果でした。この危機的な状況を打破するため、今年度、町内にふるさと納税プロジェクトチームを立ち上げ、職員から返礼品のアイデアを募り、返礼品として取り扱えるか業者と協議を重ねた結果、27品目を新たに考案し、現在は返礼品への登録申請を行っているところでございます。

また、地域への愛着を深める取組として中学校の生徒と連携したコラボ商品の開発にも取り組み、若い世代の視点を取り入れた商品づくりを進めているところであります。

一方で、返礼品を増やすこともさることながら、特産品等を輪之内と縁もゆかりもない全国の人たちにいかに知ってもらい買ってもらうかがより重要になります。そのための販売戦略として、ふるさと納税ポータルサイトの活用をはじめ、町のホームページやSNS等による情報発信などPR方法の充実を図りながら、町内外の方々に対して本町の魅力や特産品をより効果的に発信していくことが重要であると考えております。

引き続き、町内事業者等と連携しながら魅力ある特産品の開発とともに、ふるさと納税制度を活用した本町の魅力のPRの充実に努めてまいります。

最後に、次年度の8年度の思い入れのある事業についてお答えをいたします。

議会初日の私の施政方針で重点施策など様々申し述べましたが、今回の予算で特に私の思い入れがあるのが歳入における新たな財源確保策であります。具体的には、ふるさと納税の寄附金増額、町の施設におけるネーミングライツ、そしてクラウドファンディングなどに取り組むことです。

これらは先ほどの質問でお答えしたプロジェクトチームの検討結果を受けたものですが、一番重要なことは、町財政の逼迫状況を担当課だけでなく職員全員が危機感を持って考えてくれたこと、それから新たな外部資金の確保策にチャレンジしてみようという雰囲気が出てきたことだと考えております。これらも踏まえまして、チームで検討した返礼品の開拓やPR方法を4月以降、やれることは何でもやってみようという精神で順次実践してまいります。

そのほか具体的な事業としましては、先ほど申しました子育て施策に加えまして、まず3こども園の統廃合、小学校の在り方検討につきましては、将来に向けて極めて重要なテーマであり、その意味では極めて重い責任を感じております。

また、他の自治体でも整備が進みます体育館の空調設備、こちらについては、ようやくスタートができるといううれしさがあり、真夏の体育館内で元気に運動する子供たちの姿が目に見えます。

さらには、ほ場整備区域内で進めます企業誘致活動、こちらにつきましては、輪之内町のさらなる発展に向けて、どのような企業に来ていただけるか大いに期待をしているところでございます。

また、小さいことではございますが、7年度にスタートさせましたあかりのわプロジェクト、こちらはより多くの町民の皆様に参加してもらいながら進めていければというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

いろいろお答えをいただきましたが、ちょっと早過ぎてメモが取れません。自分のその中で思っていることの質問で再質問ということにさせていただきたいと思っております。

まず最初の少子化対策です。

住環境についてですが、これは要するに移住された方、また移住・定住を目的に輪之内町で住んでいただける方についての助成が充実されたというふうに、私がこの質問書を作るときではまだ分かっておりませんでした。委員会においてここはかなり突っ込んだ意見交換があり、その結果として私の中では、今町長がおっしゃいました100万円を一応の目安として助成すると。その中で特に私の中で思ったのが、この年齢制限は撤

廃すると。年齢制限をかけることよっての移住・定住は、非常に逆に言えば難しい部分もありますので、そのことと、それから御両親のみならず片親の方で子供さんがお見えになる方が輪之内町で家を建てられる、または中古住宅を買って輪之内で住むということについて、同じように輪之内に住んでいただく、人口増につなげるという大きなテーマの中では、それは当然進めていくべきだろうということに町長さんはおっしゃっておみえになりましたが、ちょっとそこら辺のことも確認がてら再質問させていただきます。

まずは、こども園の関係ですが、こども園のほうもおとついで、総会とか私もいろいろ3つ行っておりますが、その中で皆さんの関心事は、やはり人口減少。これは輪之内はどうなっていくの、今何人見えるのというのが最初の質問でした。今では9,000切りましたよと。ああそうですか。子供さんはどうですか。もう40人に切れてしまって、もう先はもっとだんだん縮小傾向であると。よほどの事情がない限り、人口増という形で子供さんの増加も見られませんかというのを言いました。

そして、なぜ人口が減っていくかといったら、やはり新しいお子様が御誕生にならない。減るのは私どもみたいな年寄りが死んでいけば、そんだけ減っていくので、これはそのバランスが全く崩れているので、やっぱり高齢化社会の一つの大きな宿題ですよ。そんな中でそういうことが起きていると。それで、こども園は3園を一つにしてどこかでやろうかということが町長の基本方針の中にもありますし、それに対するこれからの基金としても積み込もうということで、その事業についてはかなり前進しておりますよと。

ただ、場所についてはいろんな御意見がありました。ありましたが、やっぱり中央でやるのもいい。ただ、中央でやるというのは、輪之内はよその、例えば上石津さんとか中山間地と違まして、どこの園へ行こうと、どこの小学校へ行こうと大体5分、10分で車で行けばそこら辺まで着きますので、一山越えて行くというような立地ではございませんので、あえて福東、仁木だ、大藪だというふうに限定しなくても、スクールバスとか通園バスとか、多分そういう構想もついでに、ついでにとっては失礼ですが、並行して進められるものと思っておりますが、そうであるならば、別に場所にそこまで中央中央とこだわる必要はないのではないかと。

さらに、中央でやるということだと新設です。当然。用地の取得、そこに園舎を建てる。附帯設備をみんなつくる。恐らく総額で15億前後だろうというふうにもささやかれておりますが、私はまだそこら難しいことは分かりませんが、ただそういうお話も聞こえてきます。

さらに、小学校に至っては3小学校を一つにするという、町長は先ほど、まず全く白紙だとおっしゃっておりますが、これは今は白紙でも、この年度末には、来年度末には、恐らく構想の中でいろんな御意見が出てくれば、それに向かわざるを得ない状況に必ず

なる。これはどこの自治体を見ても、もう統廃合に向けてはもう避けては通れない一つの思いでございますので、それについても今は白紙だと町長もおっしゃってみえますけれども、それも含めてこども園と小学校の統廃合も施設の利用という観点の中からは、一定の方向性も町の方向性もまだ発表されなくても結構ですが、持っておみえになると思います。その中で、やっぱり将来に大きな負の財産といいますか、借金を孫や子に残さない、なるだけは残さない。そして、なおかつ子供たちにも質のよい教育を提供してあげたいという大きなテーマの中でもありますので、やはりそれはやりたいやりたいだけではやっぱり釣り合わなくて、どうやったらいいものができるか。それは1軒の家で考えたって同じですよ。幾つか家を持ってあって、さらにまたこれが違うところにまた土地を買ってまたやると、そんな昔みたいに大地主の方はお見えにならないと思いますので、やっぱり無駄は無駄と、どうやって合理的に物をつくり上げていくんだということが中心でないと、その事業は私は失敗だと、結果的に失敗だと、私はそういう私の持論です。

あるものを最大に生かすことが、そしてなおかつその上に立つ事業が効果を本当に120%出せて皆さんにも喜んでもらえるように知恵を絞るのが今の私たちであり、幹部職員の皆さんであり、町長さんであると私は思っておりますので、一緒になってそういうことについてやりたい、欲しいだけでは駄目だと私は思っておりますので、そこら辺のこともよく、今ちょっと嫌らしいことを言っているような気がしますけれども、お考えをいただきたいと思います。

今の統廃合の将来に向けても、そして先ほど言いました、39歳とかそういう年齢制限のことにつきましても、移住・定住、空き家対策についても少し踏み込んだ御意見、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

何点か再質問をいただきました。

まず住宅建設の補助金ですけれども、これはある意味、今年の私なりの目玉ということで考えております。基本的な考え方は、とにかくなかなか子供さんが産んでいただくといいんですけども、なかなか子供さんを増やすというのは厳しい状況でございますので、かといって、やっぱり人口をこのままどんどんどんどん減らしていくわけにもいかないだろうということで、ある意味、先に補助金という形で投資をさせていただいて、長い目で見て住んでいただいて、町のために貢献していただきたいというところでございます。

これは委員会のときにも少しお話しさせていただきました。基本、固定資産税の部分の補助金と、それから移住の加算の部分、この部分はほぼほぼ確定しておりますけれど

も、その上にどういった加算のし方をするかというのは、まだちょっと今いろいろ御意見を伺った上で検討中でございます、先ほど年齢制限云々という田中議員からございました。年齢制限も、この間、委員会のときにはああいう提案をさせていただきましたが、こちらも本当に要るのか要らないのか、年齢制限がですね、そのところは少し検討させていただいて、できるだけ広く、とにかく輪之内に新たに來ていただいて家を取得していただいて、げすな言い方ですけども税金を払っていただけるという形であれば、できるだけ広い考え方で進めていきたいというふうに思っております。

それからこども園、小学校の関係ですけど、まず小学校につきましては、先ほども申しましたように、私が何か申し上げるとやっぱりフリーハンドじゃなくなりますので答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。私も昨日辺り各地区いろいろ回ってお話しさせていただく中で、こども園については基本的に統合する方向で進めておりますと。小学校については、全くこれから一つにするのか3つ残すのか2つにするのか、それは皆様方で考えてくださいということで、各地区回ってお話しさせていただいております。

こども園は、やっぱり田中議員は、本当にあるものを使って無駄をなくす。もう本当にそのとおりです。私も使わんでもいいお金は使いたくありませんし、あるものはできる限りやっぱり使っていきたいというのはあるんですけども、片方で、こども園の園舎、いずれももう50年近くたっております、これはあと3年、4年すると、もう55年、60年に近くなりますので、なかなか今の園舎をそのまま使えるかどうかということがございます。

それから先ほどアンケート、保護者の皆さんとかにアンケートを取ったということで答弁させていただきましたが、アンケートの中で、今それぞれ分かれておりますそらとか、あるいは福東保育園だけでやっています子育て支援センターですか、そういったものがやっぱり1か所にあると、あるべきであろうと。さらに児童館ですね、児童館は近くにありますので、そういったものがやっぱり一体で総合的に子供を見てもらえるといいねというアンケート結果が結構多うございましたので、そういったことも踏まえまして、あとそれに、先ほど答弁させていただいた先生方の配置ですとかそういったことも踏まえまして、ある程度やっぱり一つでまとめたほうがいいのかなあという前提で今後作業を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

こども園は、アンケートを見る限りでは、いろんな支援センターとか児童館、いろんなところの施設も一体型の中にあつたら便利やし、利用しやすいという、その考え方については何ら異存はございませんが、私が言いたいのは、そんな施設、例えば何で小学

校でこども園の話と同時にするかといいますと、こども園と小学校はその3地区にあります。小学校も児童・生徒さんの数が1年間に30から40人ぐらいしか入学されませんので、これは統廃合も同時に進めていけば2つの小学校が3つのうち2つは空いてくるのではないかなあと。

うちの小学校はどこの小学校を取っても耐震も、教室も本当に廊下を含めてきれいな、トイレもきれいです。ましてやエアコンも近いうちに3小学校もつけていただけということで、どの小学校を取っても、もうすばらしい教育環境にある小学校です。

そんな中で、こども園さんも、あんな大きな小学校の中に一緒に、3階建てですので、上のほうに児童館とかいろんな施設の方に入っていただいても十分で余るぐらいのスペースがあるのではないかと。給食においても今まで小学校さんで給食をやっておみえになるので、きちっと給食の運び込みも全てが、今の施設がそのまま使って、ただ中の間仕切りとか、そういうのにはお金をかけていただかなあかんかもしれませんが、うまく利用すれば非常に便利であると私は。それで、耐震もサイズも申し分ないし、運動場も広いし、体育館もエアコンも全部入れば、もう言うことなし。それでまだ足らなければ、一番の候補は私は仁木かなあと思うんですが、小学校は。何でかという、南側の農地がまだかなり点在してありますので、大きくしたければ南へ伸ばすことができます。福束さんも大藪さんも伸ばすということはちょっと難しい状況なのかなと私は思っておりますが、仁木は前に道路がありますが、その道路はいつもの町のことで、変更すれば一つの学校敷地として十分に利用できると私は思っておりますし、ですから3小学校も同じようなほうを進められると、一緒になってうまくいくのではないかなあと、私はそういう意味で今の発言をさせていただいております。

そんな中で、ぜひともありきありきじゃなくて、町長おっしゃいましたとおりフリーハンド。本当のフリーハンドというのは、やはり何も手を染めていないという状況であるならば、それは費用対効果、よく言われる費用対効果も含めて輪之内町の皆さんに税金を、やっぱりどうせ同じ税金をかけるなら少なくともいいものに利用していただけないかなと。そのお金でスクールバスとかいろんなバスの構想も練っていただければ、もうそれでいいんじゃないかなと。私はそっちの方向のほうをより将来に向けての現実的な話になるのではないかなと私は思っておりますし、先ほどの住宅の関係ですが、常任委員会では年齢制限とかいうことも一応お話の中では撤廃という形の中で皆さんに来ていただくと、住んでいただく、その一点をかなり強調されて委員会が進んでいったかと思っておりますが、どこかでどうなったのか知りませんが、検討中なんていうような話では全く到底承服できません。委員会であれだけ議論を重ねて、町長も、住宅に住んでいただいて、町長言われました。最終目的は住んでもらって税金を皆さん一緒にとということであるならば、それは年齢を外すということであるならば、別に年齢やったら税金を払わんわけがありませんので、移住・定住ということにやっぱり主

眼を置いたのであれば、そういう言葉はあまりなじまないのではないかなというふうに思います。この辺、少しでいいです、触れていただきたいと思います。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

先ほどそういう趣旨でお話しさせていただいたつもりでおります。あくまで移住・定住を進めるための補助金ということで、年齢につきましては、この間の委員会的时候には年齢制限をするというような若年者の補助金という話をさせていただきましたが、委員会の場でいろいろと御意見をいただきましたので、今のところ申し訳ございません、検討中は検討中ですけれども、基本的に年齢制限は要らないんじゃないかという、そちらの方向で検討を今進めております。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

町長のお考えが大体よく分かりましたし、私もその考え方には基本的には賛成でありますので。ただ、年齢というところの、誰でも、外人の方でも誰でも輪之内町に住んでいただくという、住んでいただくと、移住・定住ということが頭にある、その条件をクリアすることは大事ですので、そこら辺に力を入れてお話をしながら、ぜひ年齢のことは町長が言われたように前向きというよりも、やはりそれはあってもなくても大した問題じゃございません。町長の言われた移住・定住、人口増、空き家対策、この大きなセットの中でお考えいただいたら、そういう言葉も自然と町長がおっしゃったふうに行くと思っておりますので、お願いしたいと思います。

その次に、令和8年度の目玉事業ですね。これは令和7年の資料を私もずうっと見ておったわけなんですけど、町長のおっしゃっておみえになる3つの3本柱は、ぶれることなくやっぱり同じことを進めようと。要するに、まだ発展途上であるという考えの中で何が何でも進めたいという強い意志を感じることができました。

特にその中で、ふるさと納税、ふるさと返礼品に関しては、前からも言いますが、やはり中学校の皆さんによるプラン、それから27品目とおっしゃったのは、これは職員の皆さんのプランも入れて27品目なのか分かりませんが、それを輪之内からつくる、輪之内のものだということを胸張って言えるものにしてほしい。これ裏を見ると、あれっ、これかなり遠いところで作っているな、米は輪之内の米でしょうが、やはりなるだけなら最初から最後まで純粋輪之内ものを、ただ特殊なもの、例えば今までありましたが御膳酒、お酒とかいうのは吉田合資さんも今ありませんのでお願いすることはできません。そういうものについてはやっぱり誰もできるものではございませんので、やっぱりそう

いうことは別として考えていただいてもいいんですが、そのほか自分だけでできるものは、なるだけなら、煎餅なら確実にお見えになります。ナカシマさんが大垣煎餅、今はやっておみえになるかどうか分かりませんが、手焼き煎餅で作っておみえになるのも私は何回か行って知っております。

そういうふうに、輪之内のものは輪之内の人が作るというものをやっぱりきちっとしたもので発していただきたい。プランは輪之内、作るは違うところ、それで輪之内の返礼品、考えりゃいいというのでは、これ返礼品にならないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

荒川浩副町長。

○荒川 浩副町長

かねてから田中議員おっしゃっているように、ふるさと納税の返礼品については輪之内町産のものを、原材料も輪之内で生産も輪之内というのが望ましいという声は十分私どもも認識させていただいております。まさにそうだろうというふうに思いますし、やっぱりかねてからふるさと納税の返礼品を考えたときに、やっぱり町内の事業者さん、いろんな技術を持ってみえる会社、食料品だけに関わらず、そういった技術を持っておみえになる中小企業さんもたくさんあります。この仕組みというのは御案内のように、ラインアップしてもらって発注オーダーがかかってから作っていただければ何ら、例えば作り置きですね、そういった経費をかける必要がないですね。あくまでもオーダーが入ってから取りかかってもらう。私のところの会社はこういうことができますよとか、そういった強みを輪之内町内にある事業者さんからぜひ声として私どもも集約して、あっ、この企業さん、こんな技術を持ってみえる。じゃあこれをやったらいいんじゃないかというような発想に持っていきたいと思います。

だから、いわゆる先ほど町長答弁で、できたものをSNSで云々拡散して幅広くオーダーを取るというのも一つでございますが、それもまた併せて、町内でそういうことに協力していただける、そして自分のところの企業のPRにもつながる、そういった施策をどんどん紹介して、一体となってそういう中小企業さんと一緒に考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

副町長のお考え、お気持ち十分理解できました。

そんな中で、ふるさと納税もそうですが、メニュー、町長は開発については町民といえますか町内事業者、いろいろな方を含めて町はリードしませんよと。協力はしますけ

れども、そういうことについて、ああしましよやこうしましよやということは言いませんよというておっしゃっておると思ったんですが、やはり輪之内町のものを輪之内町として売り出すについて、住民からの発案ばかりを期待しておっても、やっぱり頭で旗を振るのは町長を中心に、輪之内町の特産品、みんなでどうやろうということを町民全てにプランを求めたり、アイデア募集を町民の皆さんに全部広げて町民の皆さんからアイデアをもらったり、そうすると、そういうことの意識がもっと高まりますし、そういう陰で一部の方が一生懸命やっておみえになってもなかなか広まらんし、町長は今の文明の兵器を使って、SNSや、ホームページや、何たらかたらとっておっしゃいますけれども、やっぱり口コミ、輪之内町はこんなようなことをやろうとしておる、そういうことをみんなで考えると、みんなも関心を持ちますし、それはアナログかもしれませんが、一番関心を持てるもの。ただ読んで、ああそうか、そうなんやなということでは私は定着をしていかないような気がします。

そして、例えば一番残念なのは、やはり今は現在何もない、輪之内から持っていくお土産は何もない、ゼロです。御膳酒やったってゼロです。この問合せ結構あるんです。どこへ行ったら買えるとかいって。いや、今ないですよ。何で。いや、こういうふうです。ああ、なんだあなんていうのは、そういった話はなくなると結構聞こえてきます。それで、なぜ御膳酒をなくしたんやと。前の木野町長は肝煎りで、やっぱり吉田合資さんの鶉舟とか、ああいう名前もどえらい大事にしないかん、輪之内の造り酒屋さんやったんやということもよく言っておみえになったような気がします。

そんな中で、なら御膳酒造ろうやということになってきましたんですが、販売するところが、お世話になるのがハリカさんだけであったということも、ハリカさんには非常に売るについても御迷惑やら御心配やらかけたと思います。そんな中で、なくなったのは、それはどういう大きな理由があったのか、ちょっとそこら辺の一番の肝の御膳酒をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長

荒川浩副町長。

○副町長

御膳酒については先ほど田中議員がおっしゃったとおりで、販売店の方がやむなく諸事情で閉店されるということをもって、今のところはないという状況でございます。そういう認識であります。以上です。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

販売店の方が亡くなったということもなくす理由になりますかね、どうですか。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

私の理解は、あれは各務原の酒屋で造っていただいていたんですかね、あちらのほうで、もう造っても全然売れていかないと、そういう話を私は就任してすぐに聞きまして、当時売ってみえるお店のほうでも、もう全く出ていかないんですというような話を伺いましたので、それじゃあやめようかということで、私の判断でやめさせていただいたというふうに思っております。

先ほど田中議員のほうから、やっぱりいろんなアイデアを町民の皆さんから伺って、それでやっぱり町でリードしていくという御発言にあれなんですけれども、なかなかリードしてくというのは、言うはやすし行は難しで、これまでの商品開発が町のリードでどうだったかということは非常に痛感しております。もう全てがそうですけれども、始めるのは簡単なんですけれども、それを検証して、その後どうしていくんやというのは非常に難しい。その先、もうこれ駄目やからやめましょうというのは非常に難しいところでして、意見を募るという話は早速検討をさせていただきたいと思いますが、リードをしていくかどうかというのは、またその後の、まさしくそこが難しいところでして、執行部だけでやるのか、また議員さん方の思いも伺いながら進めていくのか、そこはまさしく個々の皆さんが一緒になって考えていくべきことかなというふうに思いました。以上です。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

時間がもうありませんので簡単をお願いしたいと思うんですが、酒を造って各務原の酒蔵メーカーの方がもうからんでやらんとか、これは多分前は買取り方式やったのかなと思うんですが、今のハリカさんですよね、名前を上げて失礼ですけども、事情があるということではありますが、ならそのときに輪之内の料理屋さん、牧野屋さんとか広見屋さんとか、酒屋さんも数軒あると思うんですが、そこの方にどういうアクションをして使ってくださいよとか、それについての補助金を少し使っても維持しようとする努力はなぜされないのか。

米が高くなったなら御膳米組合とも協力しながら米の提供をいただくとか、少し安く提携していただくとか、いろんな作戦を考えて続ける努力がないと私は思っておりますし、それは今まで、今回もそうですが、出口戦略も考えないで物を作った大きなツケが今に至っているという認識は、これはあります。ですが、これはいかんともし難いので、これからについては、やはりそこも含めながら輪之内の特産品というものを世に出せる

ようにやっていただきたいと思います。よろしく答弁をお願いします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

まずお酒、もっと販売の努力を町でしたかということですがけれども、私来たときには、ちょうどコロナが3年、4年ありまして、先ほどの売れんという話もコロナを踏まえてこんな状態になったというようなお話でしたので、それ以上進めるのはいかがなのかなあというふうなことで判断させていただきました。

それから本当に先ほどの繰り返しになりますけれども、出口戦略というのと、何か初めから物すごい消極的なイメージですのであれですがけれども、やっぱりどこまでいって、ある程度これだけの売上げが出るなら続けようとか、これだけの売上げが続くんでやめようとか、やっぱりその辺りというのはあらかじめやっぱり持っていないと、延々とやればいいのかと。

少し別の話をさせていただきますが、今年、予算の中で丸毛の本の増刷をしたいという担当のほうから要求がありまして、結構返礼品で出てきているということで、じゃあ増刷しようかと。ただ、1冊の単価が2,000円とか3,000円になるんですね。なもんで、1,000円で売るやつを2,000円、3,000円で売るのが果たしてそれでいいのかということ、最終的には今回在庫ある限り、在庫限りで終わろうかと。もちろん丸毛のファンの方にとっては非常に申し訳ないと思うんですがけれども、やっぱりそここのところは本当に、毎年何百冊、何千冊って出るならやらないかんですがけれども、毎年10冊、15冊のものを売値の3倍のお金をかけて続けるのかどうかという、そここのところもこれからの返礼品開発に当たって、やっぱり考えていく必要があるのかなということは思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長

制限時間45分を経過いたしましたので、9番 田中政治議員の一般質問はこれで終わります。

では、以上で一般質問を終わります。

○上野賢二議長

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、議会最終日、明日でございますが、午前9時までに御参集いただきますようお願いをいたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

(午前11時49分 散会)

令和 8 年 3 月 4 日開会 第 1 回定例輪之内町議会

第 3 号会議録 第14日目

令和 8 年 3 月17日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）

議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）

議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算

議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算

議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算

議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定について

議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例について

議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和8年第1回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2の各事件

○出席議員（8名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	副町長	荒川浩
教育長	増田浩志	教育参事兼 教育課長	田内満昭
会計管理者兼 調整監 (兼会計室長)	大橋勝弘	調整監兼 健康こども課長	菱田靖雄
福祉介護課長	中島広美	総務危機管理課長	松岡博樹
企画財政商工課長	松井和明	建設課長	長屋弘明
農業振興課長	西脇元彦	税務課長	小関達也
住民環境課長	岩田好弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水谷和智	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○上野賢二議長

おはようございます。

ただいまの出席議員数は8名です。議員定足数に達しておりますので、令和8年第1回定例輪之内町議会最終日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第5号、議第9号、議第12号、議第13号、議第16号から議第18号まで及び議第21号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第5号から議第11号まで及び議第14号についての審査報告がありました。

次に、会議規則第77条の規定により、人口減少対策特別委員長から空き家対策に関する調査報告がありました。

これより、人口減少対策特別委員長に調査の経緯並びに結果の報告を求めます。

人口減少対策特別委員長 林日出雄議員。

○林 日出雄人口減少対策特別委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、人口減少対策特別委員会委員長報告をいたします。

空き家対策に関する調査報告書。

1. 調査の目的。

輪之内町の人口は1万28人（平成22年国勢調査）をピークに減少を続けており、今年の1月には9,000人を割り込んでいます。家を必要とする若年層が減る一方で、高齢者が亡くなったり、介護施設へ入所したりすることで、住み手のいない家が次々と生まれています。そのような空き家を放置すれば、適切な管理が行われていない家屋が増加し、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害、防犯性の低下等、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねません。

当町では、空き家等実態調査を実施した空き家の特定に努めていますが、所有者の特定や今後の意向確認、空き家の解消に向けた今後の方針決定等、実施すべき多くの課題を抱えています。

そこで当委員会では、当町で取り組むべき空き家対策について調査・研究するため、空き家解消に向けた先進的な取組事例について現地を視察することにしました。

2. 視察先及び視察年月日。

令和7年11月18日火曜日に奈良県生駒市役所、令和8年1月16日金曜日に海津市内の民泊施設リバーサイドヴィラ海津を視察しました。

3. 視察先の概要。

視察先の概要については、別紙報告書のとおりでございます。

4. 空き家を解消するための主な課題について。

空き家を解消するための主な課題として、次の3点が上げられます。1. 所有者の費用負担が大きく空き家解消を阻害していること。2. 未登記建物については、所有者の特定や登記の完了までに多額の費用と多大な時間を要し、利活用に大きな妨げとなっていること。3. 新規入居者と周辺住民との間にトラブルが生じる懸念があることです。

5. 輪之内町への提言について。

以上、調査・研究した結果、以下の5点について町に提言いたします。

1. 民間活力による空き家対策について。

空き家の解消を円滑にするために、様々な分野で複数の専門家が参画している民間団体との連携について検討すること。

2. 空き家相談ワンストップ窓口の設置について。

町が空き家相談の窓口を設置し、相談内容に応じて専門家につなげる仕組みを構築すること。

3. 所有者負担の大幅な軽減に向けた施策について。

ア、所有者負担の大幅な軽減策として、空き家対策総合支援事業（国土交通省）の利活用を検討すること。イ、空き家解消に向けた働きを妨げないために、空き家除去後の土地について固定資産税軽減期間の延長を検討すること。

4. 新たな入居者と地域との関係について。

空き家の入居者が地域に溶け込めるように地域が空き家解消への理解を深め、地域が入居者を支援する体制を構築すること。

5. 防災力強化としての空き家利活用について。

令和8年度末に大吉新田防災拠点が完成する予定であるが、町の防災力強化のために空き家を改修し、災害時には防災住宅として避難者に速やかに提供できる体制を構築すること。

以上で、人口減少対策特別委員会委員長報告を終わります。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。御苦労さまでした。

○上野賢二議長

日程第2、議第5号から議第14号まで、議第16号から議第18号まで及び議第21号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から施政方針提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査は付託してあります。

したがいまして、これより各常任委員会委員長に審査の結果並びに結果の報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長 浅野重行議員。

○浅野重行総務産業建設常任委員長

皆さん、改めましておはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年第1回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査付託されました案件について、3月10日及び11日の2日間において、全委員出席の下、執行部側より町長、副町長、教育長、会計管理者、各関係課長及び職員の出席の下に審査をいたしました。

その結果と経緯を報告いたします。

最初に、議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算(第7号)のうち、当委員会所管分については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例については、討論において、町民からは値上げの理由を問う声が上がっているとのことから、施設の老朽化に伴う更新費用の確保といった現状を丁寧に説明し、理解を求めるとともに、今後当面の間は再度の値上げが行われることのないよう強く要望するとの意見がありました。採決の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の経緯と結果の詳細については、お手元に配付しました報告書のとおりでございます。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長

では、これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会審査報告、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年第1回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査付託されました案件について、3月6日及び9日の2日間において、全委員出席の下、執行部側より町長、副町長、教育長、教育参事、会計管理者、調整監、各関係課長及び職員の出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

まず、議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算(第7号)のうち、当委員会の所管分については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の経緯と結果の詳細については、お手元に配付した報告書のとおりでございます。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

これより議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算(第7号)について討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和7年度輪之内町一般会計補正予算(第7号)については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 令和7年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第7号 令和7年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第8号 令和7年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 令和8年度輪之内町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第11号 令和8年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算についての討論を行います。
討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第12号 令和8年度輪之内町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第13号 令和8年度輪之内町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第14号 輪之内町出産祝金支給に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第16号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第17号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第18号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第21号 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○上野賢二議長

お諮りします。

定例会までの間に開かれる臨時会を含め、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定をいたしました。

○上野賢二議長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和8年第1回定例輪之内町議会を閉会といたします。

14日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対して厚くお礼を申し上げます。大変お疲れさまでございました。

(午前9時24分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月17日

輪之内町議会 議長 上野賢二

署名議員 大橋慶裕

署名議員 高橋愛子